

令和7年4月1日施行

改正貨物自動車運送事業法の解説

～トラック事業者の取引に対する規制的措置について～



公益社団法人

全日本トラック協会

監修：国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

目次

1. はじめに	2
(1) 解説書作成の経緯	2
(2) トラック輸送の持続的成長に向けて	3
2. 物流改正法の背景と概要	5
(1) 荷主・物流事業者に対する規制的措置	6
(2) トラック事業者に対する規制的措置	7
(3) 軽トラック運送事業者に対する規制的措置	9
3. トラック事業者に対する規制的措置の詳細	10
(1) 運送契約締結時等の書面交付義務	10
(2) 健全化措置の努力義務 / 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務	17
①健全化措置の努力義務.....	18
②運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務.....	19
(3) 実運送体制管理簿の作成義務	20
4. 荷待時間・荷役作業等の記録の義務付け対象の拡大.....	24
5. 改正法への対応状況チェックリスト.....	28
6. 参照条文	30

■ 参考資料

- ・改正貨物自動車運送事業法 Q&A
- ・運送契約締結時の書面交付義務化 リーフレット
- ・委託先への発注適正化（健全化措置）運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任義務化 リーフレット
- ・実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化 リーフレット
- ・荷待時間や荷役作業・付帯業務の業務記録への全車両拡大 リーフレット

1. はじめに

(1) 解説書作成の経緯

物流は、国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラです。物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月から、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用される一方、足元でもまた近未来も懸念されるトラックドライバー不足の中で、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる物流の「2024年問題」に直面していました。この物流の「2024年問題」は、喫緊の課題であると同時に、年々深刻化していく構造的な課題でもあるため、継続的に対応していく必要があります。

物流の大きな変革を迫られている今こそ、運送事業や倉庫事業等を担う物流事業者のみならず、着荷主を含む荷主企業や消費者も一緒になって、それぞれの立場で担うべき役割を再考し、物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進め、持続可能な物流の実現につなげることが必要不可欠です。

このような観点から、政府では「持続可能な物流の実現に向けた検討会」、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が設置されました。また2023年6月には「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられ、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を柱とする抜本的・総合的な対策が示されました。

更に同年4月には「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立し、「荷主企業・物流事業者に対する物流効率化に関する努力義務の創設、物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制的措置」が盛り込まれ、本年4月から施行されます。

このうち、貨物自動車運送事業法においては、トラック事業における多重下請構造の是正を図るため、実運送体制管理簿の作成、契約内容の書面交付などを盛り込んだ法改正が行われました。

改正法による荷主・物流事業者等に対する規制的措置を実効性のあるものとし、物流事業者、荷主企業・消費者、経済社会が「三方良し」となる社会を実現するためには、これらの具体的な内容の理解促進と、物流現場での具体的な対応が必要であり、今般、解説書としてとりまとめました。

この解説書を参考に、トラック運送事業者が荷主の理解と協力を得ながら、スピード感を持ってトラックドライバーの労働条件改善等に取り組まれることを期待いたします。

(2) トラック輸送の持続的成長に向けて

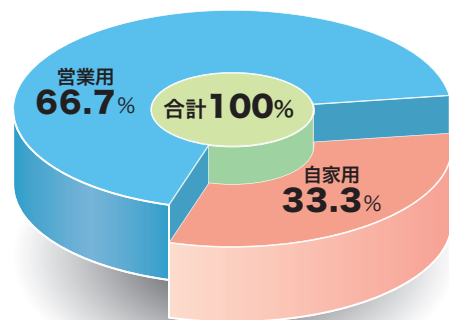
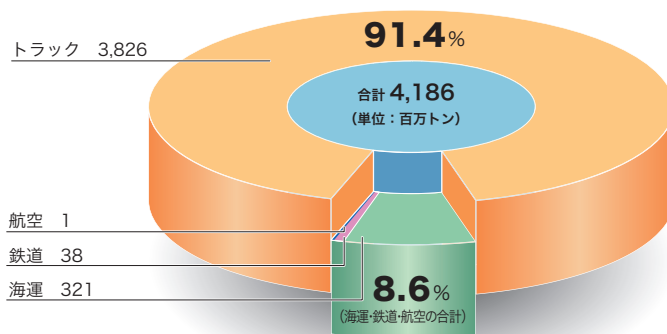


国内貨物輸送の6割を担う営業用トラック輸送の持続的成長とドライバー確保に向けた対応が必要です。

● 国内貨物輸送の6割を担う営業用トラック輸送の持続的成長が必要です。

- ・社会インフラである「物流」、その国内貨物輸送量の9割以上（トンベース）をトラックが担っています。営業用トラックの分担率7割弱を加味すると、**国内貨物輸送の6割が「営業用トラック」による輸送**であり、営業用トラック輸送が基幹的な役割を果たしています。
- ・トラックドライバーへの時間外労働年960時間の上限規制の適用等により輸送能力の不足が懸念されるいわゆる物流の「2024年問題」、更には、年々深刻化しているドライバー不足問題等により、これまでのようにモノが運べないということが現実化してしまうと、**国民生活や経済活動、地方創生に多大な影響**が及ぶ大きな危険性があります。
- ・持続可能な物流の実現には、トラック輸送の持続的成長が不可欠です。

輸送機関別分担率とトラック輸送の分担率（トンベース）：令和4年度



資料：国土交通省 (注)：軽自動車を含まない

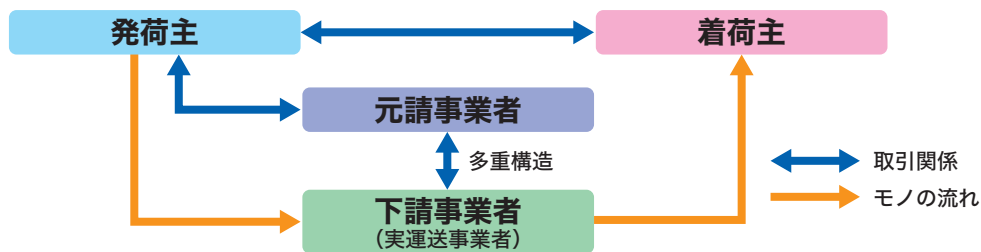
● 根底にあるドライバー不足問題への対応には、労働条件の改善が不可欠です。

- ・**トラック輸送の持続的成長**には、長年、トラック運送業界の根底にある**ドライバー不足問題の対応、解決が必須**です。
- ・トラックドライバーの有効求人倍率は、コロナ以前から現在まで2倍を超えており、募集しても集まらない状況が続いています。
- ・トラック輸送を現場で支えるトラックドライバーの確保には、働き方改革の実現により、**他産業並みの労働時間への短縮と賃金水準の引上げ**によりトラックドライバーを魅力ある職業にしていくことが不可欠です。

● **物流現場での働き方改革には、物流の取引条件の見直しが必要です。**

- ・令和4～5年に開かれた「持続可能な物流の実現に向けた検討会」の最終取りまとめでは、物流事業者、特にトラック輸送の現場で働くドライバーの仕事の内容は、発荷主との契約、指示に基づくものであり、**物流現場の改善には、発着荷主間の取引条件の見直しが必要不可欠**とのことが明示されました。(下図)
- ・例えば、着荷主先に指定時間通り午前8時に着いても、トラックが集中し、荷卸しの順番待ち=荷待ち時間が発生するケース。着荷主が全ての仕入先(発荷主)に午前8時の時間指定をしているならば、いつまでたっても荷待ち時間は解消できません。改善には、例えば着荷主が仕入先(発荷主)によって指定時間をずらすなど納品時間という発荷主との間での取引条件の見直しが必要となるのです。
- ・手荷役からパレット荷役への変更についても、発着荷主間での取引条件の見直しがなくてはできません。

物流の各プロセス(取引関係・モノの流れ)における課題

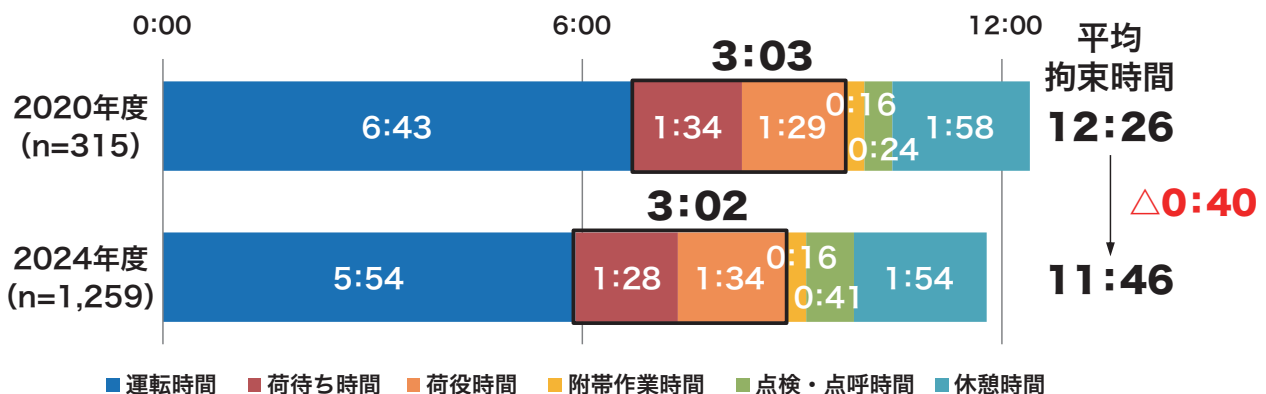


出所：経済産業省、農林水産省、国土交通省「持続可能な物流の実現に向けた検討会 最終取りまとめ」

● **ドライバーの労働時間短縮には「荷待ち時間・荷役時間の短縮」から！**

- ・特に全産業平均に比べて約2割長い**労働時間の短縮が不可欠**です。その中でも**約3時間を占める「荷待ち時間や荷役時間の短縮」が大きなカギ**となります。
- ・2024年度の調査結果では、2020年度に比べて主に運転時間の減少によって拘束時間は短縮しましたが、荷待ち・荷役時間はほぼ横ばいで短縮されていません。

トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出所：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

2. 物流改正法の背景と概要



物流の持続的成長を図るため、物流関連の法律が改正され、**物流効率化のための取組を義務付ける措置や多重下請構造の是正を図るための措置（実運送体制管理簿の作成、書面交付等）**などが導入されます。

- ◆物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラです。物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月から、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用された一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる物流の「2024年問題」に直面していました。
- ◆荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流の持続的成長を支えていくための環境を整備するため「物流の効率化」、「商慣行の見直し」、「荷主・消費者の行動変容」について抜本的・総合的な対策が必要となっています。
- ◆こうした背景のもと、2024年の通常国会において、**荷主や物流事業者に荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等の取組を義務付ける措置や、トラック事業における多重下請構造の是正を図るための措置（実運送体制管理簿の作成、契約内容の書面交付等）**などを盛り込んだ法改正が行われました。

● 改正は「流通業務総合効率化法」と「貨物自動車運送事業法」の2つです。

- ・今回改正された法律は、次の2つです。

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」※（流通業務総合効率化法）

「貨物自動車運送事業法」

※今回の改正で法律の名称が「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」（物流効率化法）に変更となりました。

● 改正のポイントは、3つの規制的措置です。

- ・今回改正された法律では、次の3つの規制的措置が追加されました。

(1) 荷主・物流事業者に対する規制的措置（流通業務総合効率化法（物流効率化法））

(2) トラック事業者の取引に対する規制的措置（貨物自動車運送事業法※）

(3) 軽トラック事業者に対する規制的措置（貨物自動車運送事業法※）

※以下、改正後の貨物自動車運送事業法を「改正トラック法」とします。

- ・ここでは、それぞれの内容について簡単に説明するとともに、特に(2)について「3. トラック事業者に対する規制的措置の詳細」において詳しく解説していきます。

(1) 荷主・物流事業者に対する規制的措置



荷主や物流事業者が物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課されます。

● 全ての荷主と物流事業者に、努力義務が課せられます。

- ・①荷主（発荷主、着荷主）、② 物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務**を課し、当該措置について国が判断基準を策定します。この判断基準は、省令で定められます。
- ・**元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務**が課されます。
- ・荷主と物流事業者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施します。

● 一定規模以上の事業者には、義務が課せられます。

- ・荷主と物流事業者のうち**一定規模以上の事業者**を「**特定事業者**」とし、中長期計画の作成や定期報告等が義務付けとなります。
 - ※**トラック事業者は、保有車両台数 150 台以上の事業者が対象の予定です。**
- ・努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施します。
- ・特定事業者のうち荷主には「物流統括管理者の選任」が義務付けとなります。

● 荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」の概要です。

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）	効果（KPI）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入等	年間ドライバー 1人当たり 125時間短縮
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善等	
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約等	16%向上

トラック事業者のメリット

トラックドライバーの労働時間の短縮や積載効率の向上などを進めるにあたり、荷主の協力や対応が「努力義務」となりました！

(2) トラック事業者に対する規制的措置



物流業界の多重下請構造を是正し、実運送事業者の適正運賃収受を図るため、「書面交付」、「実運送体制管理簿」、「運送利用管理規程」等が義務付けとなりました。

● 運送契約の締結時に、書面交付が義務付けとなりました。

- ・ **運送契約の締結**に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、有料道路利用料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付が義務付け***されます。

※下請関係に入る第一種利用運送事業者にも義務が課されます。

● 健全化措置の努力義務化とあわせて、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任が義務付けとなりました。

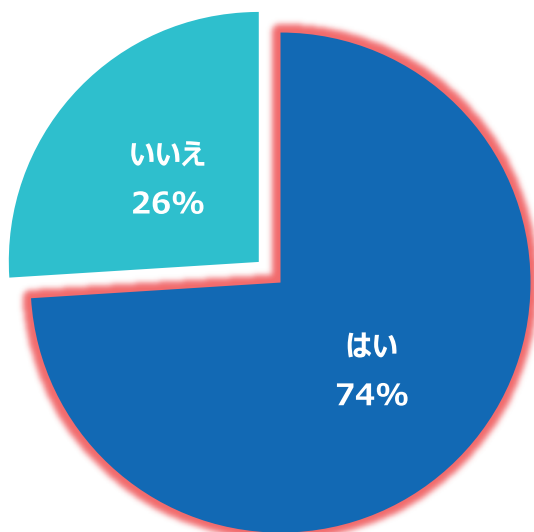
- ・ 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務***が課されるとともに、一定規模以上の事業者に対し、この健全化措置に関する**管理規程の作成、管理者の選任が義務付け**されます。

※下請関係に入る第一種利用運送事業者にも努力義務が課されます。

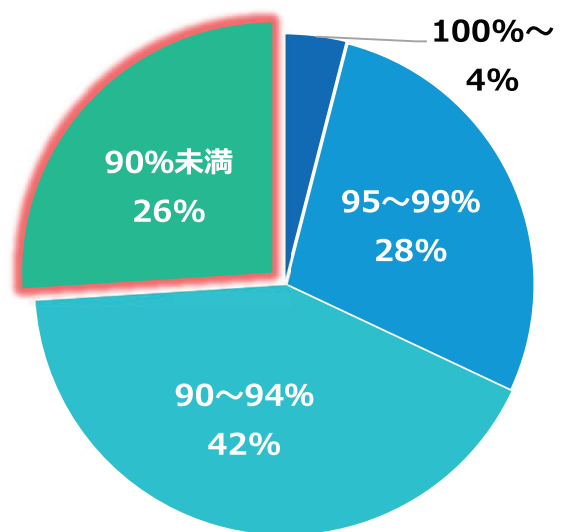
● 実運送体制管理簿の作成 と下請情報の通知が義務付けとなりました。

- ・ **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**されます。
- ・ また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知が義務付け**されます。

【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】

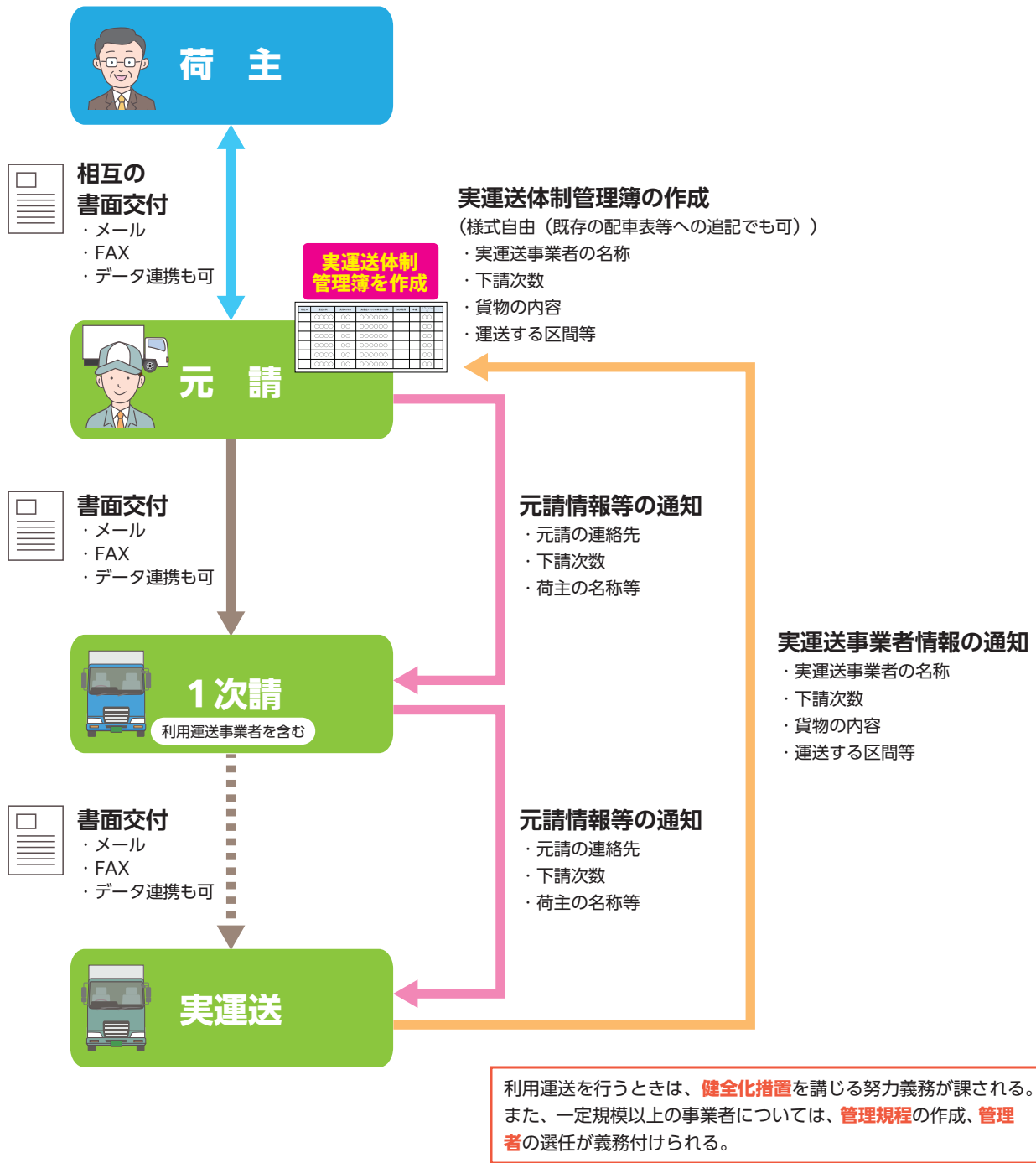


【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

トラック事業者に対する規制的措置



トラック事業者のメリット

特に実運送が主体の中小トラック事業者では、適正な労働条件や適正な運賃料金収受が可能となる環境が整います！

(3) 軽トラック運送事業者に対する規制的措置



軽トラック事業者に「管理者選任と講習受講」、「国交大臣への事故報告」等が義務付けとなりました。

● 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出が義務付けとなりました。

・軽トラック事業者は、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任しなければいけません。また、「貨物軽自動車安全管理者」を選任したときは、運輸支局等に届出しなければいけません。

● 貨物軽自動車安全管理者に講習の受講が義務付けとなりました。

・軽トラック事業者は、貨物軽自動車安全管理者に選任予定の者に貨物軽自動車安全管理者講習を、選任した貨物軽自動車安全管理者に貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任後2年ごとに、国土交通大臣の登録を受けた講習機関で受講させなければいけません。

● 初任運転者等への特別な指導及び適性診断の受診が義務付けとなりました。

・軽トラック事業者は、以下の運転者に対する特別な指導の実施と、国土交通大臣に認定された適性診断を受診させ、その指導及び適性診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、営業所に備え置かなければいけません。

- 1) 初任運転者（過去に一度も特別な指導・適性診断を受けていない者）
- 2) 高齢者（65歳以上の者）
- 3) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者

● 業務の記録が義務付けとなりました。

・軽トラック事業者は、行った業務についての記録を作成し、1年間保存しなければいけません。

● 事故の記録が義務付けとなりました。

・軽トラック事業者は、事故が発生した場合、記録を作成し、3年間保存しなければいけません。

● 国土交通大臣への事故報告が義務付けとなりました。

・軽トラック事業者は、死傷者を生じた事故等が発生した場合、30日以内に所定の様式により運輸支局等を通じて国土交通大臣に報告しなければいけません。
・また、2人以上の死者を生じた事故等、一部の重大な事故については、24時間以内においてできるだけ速やかに運輸支局等に速報しなければいけません。

3. トラック事業者に対する規制的措置の詳細

(1) 運送契約締結時の書面交付義務



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けとなりました。



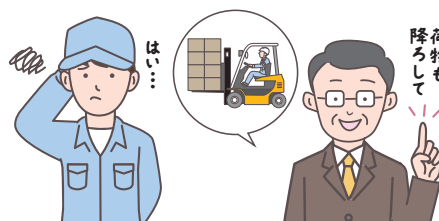
- ◆運送の対価である運賃が明確化されていたとしても、荷役・附帯業務等の対価である料金や、燃料サーチャージ等の運送に係る追加費用について契約内容が明確化されていない場合は、実運送事業者が業務量に見合った適正な運賃・料金を収受できているのか否かを確認・判断できず、その改善が図られにくいという問題があります。また、着荷主先で、運送契約に含まれない附帯業務を強いられた場合であっても、トラックドライバーはその附帯業務が運送契約に含まれているのか否かを判別できず、断ることができないという問題があります。
- ◆このため、荷主・トラック事業者等に対し、運送契約を締結する際に附帯業務の内容やその運賃・料金等について記載した書面の交付を義務付け、個々の運送ごとにおける契約の範囲や運賃・料金の明確化を図ります。

書面化によるトラック事業者のメリット

適正な運賃・料金の収受



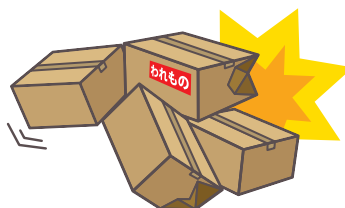
現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等の コンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の 契約内容の確認



● 書面交付には「法第 12 条」に基づくものと「法第 24 条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第 12 条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第 24 条）



国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。

答 改正トラック法上の真荷主とは

- ①自らの事業に関して
- ②貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③貨物自動車運送事業者以外のものをいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

改正トラック法上の元請事業者は、「実運送体制管理簿を作成する貨物自動車運送事業者（※貨物軽自動車運送事業者を除く）」を指します。利用運送事業者はここには含まれません。実運送体制管理簿の作成主体については、問 4 - 2（次の問）をご参照ください。

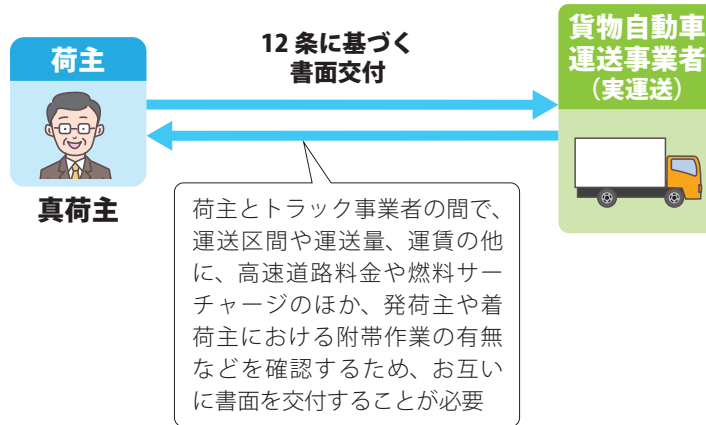
問 実運送体制管理簿は誰が作成するのでしょうか。

答 真荷主から貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者（※）（＝元請事業者）が作成することとなります。

（※）貨物軽自動車運送事業者は除く。

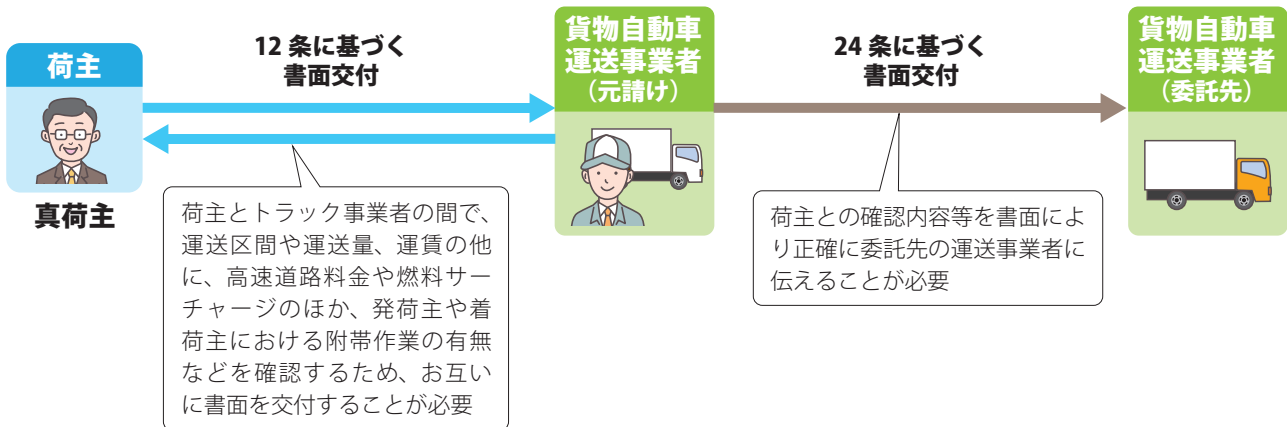
真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときの書面交付（第 12 条）

基本的な考え方

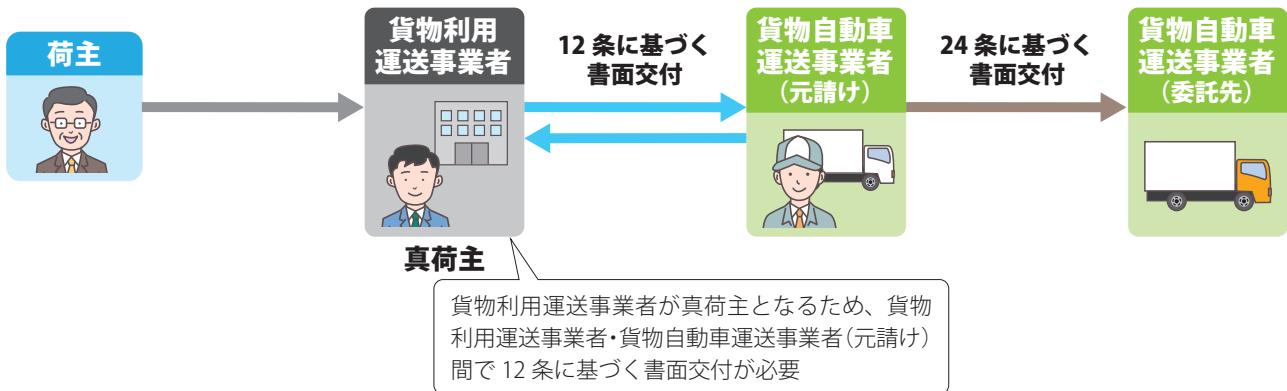


下請構造によるパターン例

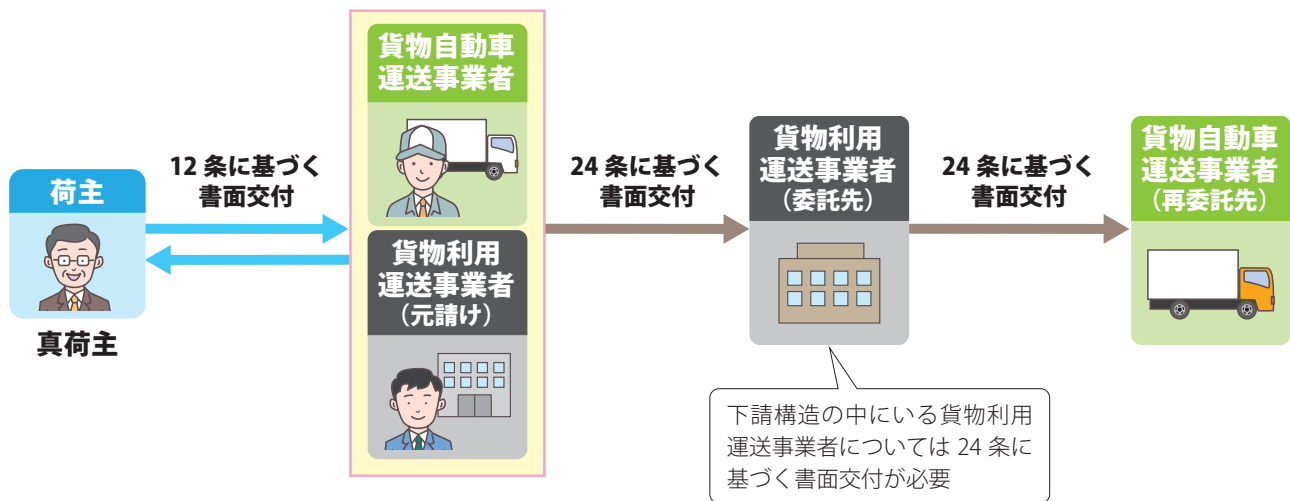
他のトラック事業者へ委託する場合



荷主が貨物利用運送事業者に運送委託をしている場合



下請構造の中に利用運送事業者が含まれる場合



● 交付する書面には、以下の事項を記載します。

- ・ 運送役務の内容・対価
- ・ 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ・ その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ・ 契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ・ 運賃・料金の支払方法
- ・ 書面を交付した年月日

※交付書面の一例は、次頁を参照してください。

● 最新の標準貨物自動車運送約款等を適用するか確認しましょう。

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。

答 法定事項が基本契約書で網羅されていれば、日々の運送依頼について書面交付は不要ですが、例えば、附帯業務の有無が運送ごとに異なり、各運送依頼時にその有無が確定するような場合には、それぞれの運送依頼ごとに当該附帯業務の有無等について記載した書面を交付する必要があります。

交付書面の一例（※赤枠は法定事項）

運送申込書／運送引受書

(※) 申込者は本枠内を記入します。
ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

I 運送契約の当事者等

				申込日：令和 7年 4月 1日	
申込者	社名又は氏名	〇〇食品㈱	電話	028-111-▲▲▲▲	
			FAX	028-222-▲▲▲▲	
	住所	栃木県〇〇市〇〇1-1-1	E-mail	▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp	
			【担当者名】	国土 花子	
標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾 <input checked="" type="checkbox"/>					
荷受人	社名又は氏名	△△商店	電話	03-5555-△△△△	
			FAX	—	
	住所	東京都△△区△△3-3-3	E-mail	—	
			【担当者名】	貨物 三郎	
運送を引き受ける者	社名又は氏名	□□運輸㈱	電話	028-333-xxxx	
			FAX	028-444-xxxx	
	住所	栃木県□□市□□2-2-2	E-mail	xxxxxx@xxx.co.jp	
			【担当者名】	運輸 一郎	

II 運送の役務

集貨先／発送地	〇〇食品(株) A工場	集貨／発送の希望日時	令和7年4月5日 9時～12時
配達先／到着地	△△商店	配達／到着の希望日時	令和7年4月5日 14～16時
運送保険加入の委託	有・(無)		

品名	冷凍食品	品質	-15℃以下	重量又は容積	1トン	荷造りの種類及び個数	10パレット (1パレット当たり段ボール10箱)
運送の扱種別	貸切距離制		車種	冷凍車(1トン)		台数	1 両

III 荷役作業・附帯業務等

積込み作業の委託	(有)・無	予定作業時間 (30分程度)	取卸し作業の委託	(有)・無	予定作業時間 (30分程度)
附帯業務の内容	倉庫内における検品・棚入れ作業 (予定作業時間：60分程度)				

IV 運賃及び料金

運賃	50,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	有料道路利用料(税込)	4,000 円
積込料	2,500 円				
取卸料	2,500 円				
待機時間料	円	(見込み待機時間： 分、 30分あたり単価： 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	1,500 円	
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	1,500 円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
消費税額	6,000 円				
合計額	70,000 円				

運賃及び料金の支払方法	銀行振込(支払期日：令和7年4月4日)
-------------	---------------------

V その他

集貨／発送の予定日時	令和7年4月5日 12時	配達／到着の予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	〇〇123あ××××	【運転者名】	運輸 次郎

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和 7年 4月 1日 運送引受者(貨物自動車運送事業者) □□運輸(株) 代表取締役 運輸 太郎

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ・ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
<p>差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>□□運輸㈱ 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附带業務の内容： 15時30分～16時30分、倉庫内における 検品・棚入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000 円 有料道路利用料（税込）4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附带業務料：3,000 円 消費税 6,000 円 合計：70,000 円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>..... ○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***-**** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp </p>	<p>差出人：xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>○○食品㈱ 国土さま</p> <p>メールにて依頼のありました下記の件了解しました。（※）</p> <p>□□運輸㈱ □□課 運輸 一郎 〒xxx-xxxx 栃木県□□市□□2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx</p> <p>-----Original Message----- 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>□□運輸㈱ 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附带業務の内容： 15時30分～16時30分、倉庫内における 検品・棚入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000 円 有料道路利用料（税込）4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附带業務料：3,000 円 消費税 6,000 円 合計：70,000 円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>..... ○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***-**** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp </p>
<p>（※）トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。</p>	

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければいけませんか。

答 運送契約締結時に未定の事項がある場合（例えば附帯業務の有無など）、当該事項以外の事項について書面交付を行い、後日内容が決定した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることについては問題ありません。この場合、当初交付した書面と後日交付した書面の関連性を確認できるようにしておく必要があります。また、後日交付する書面については、遅くとも運送が行われる前には交付しなければなりません。

問 電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必要事項を記載する形でも問題ありませんか。

答 契約の相手方から承諾を得ている場合、書面（紙媒体）の交付に代えて、電子メール等の電磁的方法により法定事項の提供を行うことが可能です。なお、電子メールについては、PDF等を添付して送信する方法だけでなく、メール本文に法定事項を記載して送信する方法も可能です。

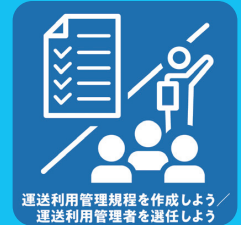
問 施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更したり、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。

答 施行日より前に締結した契約については、改正内容に合わせるためだけに変更や書面交付を行っていただく必要はありません。

(2) 健全化措置の努力義務／運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務



委託先への発注適正化(健全化措置)が努力義務となりました。
 また、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けとなりました。



- ◆多重下請構造が生じている場合において、末端の実運送事業者が収受する対価を適正化させるには、真荷主⇒元請け、元請け⇒1次請けといった、真荷主と末端の実運送事業者との間にある**全ての発注行為**の適正化が図られる必要があります。
- ◆このため、**トラック事業者等に対し、委託先への発注行為の適正化を図ることを努力義務**として課し、その主体的な取組を促します。
- ◆**一定規模以上のトラック事業者については、その実施を担保するための措置（運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任）が義務付けられます。**

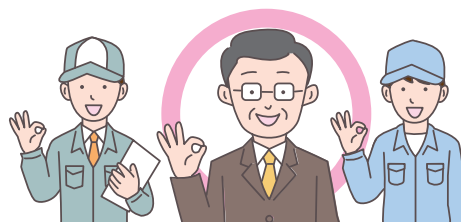


発注適正化（健全化措置）によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまって、多重下請構造の是正にむけた取組につながる

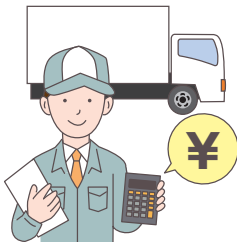


① 健全化措置の努力義務

● 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



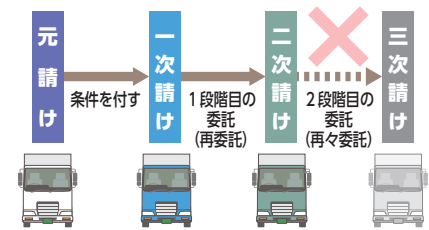
2

「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



● この健全化措置の努力義務は、具体的には以下の3通りの場合に適用されます。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

② 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務

● 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上）の事業者には、**運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任の義務**及び国土交通大臣への届出の義務が課されます。

- ・一定規模の「100万トン以上」に該当するかどうかは、毎年提出している**事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」欄**で判断します。
- ・届出期限は、**利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで**です。
- ・**運送利用管理者**は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から**1人選任**して下さい。

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 「100万トン」については、何をもちて判断すればよいでしょうか。

答 毎年国土交通省にご提出いただいている貨物自動車運送事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄に記入された数値にてご判断ください。
国からの指定や通知等はありませんので、各事業者において前年度の利用運送量の確認を確実に行ってください。

● 運送利用管理規程には、以下の内容の記載する必要があります。

- 1) 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- 2) 健全化措置の内容に関する事項
- 3) 健全化措置の管理体制に関する事項
- 4) 運送利用管理者の選任に関する事項

● 運送利用管理者は、以下のような職務を行います。

- 1) 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- 2) 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- 3) 実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

(3) 実運送体制管理簿の作成義務



多重下請構造の可視化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**となりました。

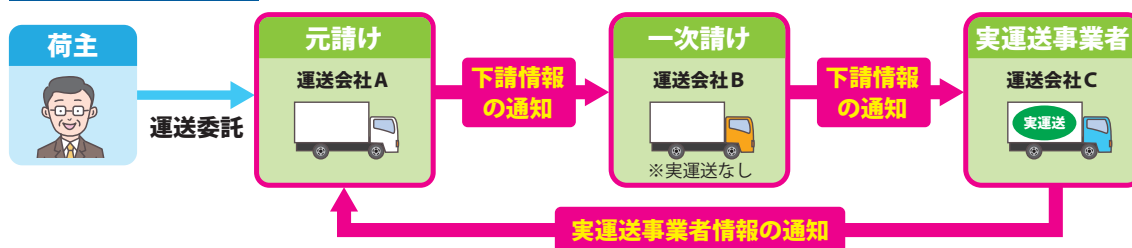


- ◆多重下請構造が生じている場合においては、荷主や元請事業者は、自らの荷物についてどのトラック事業者が実運送しているか、またそれが何次請けとなっているかを把握できていないことも多く、こうした場合、実運送事業者が適正な料金・運賃を収受できているか把握できないという問題や、細かい作業指示が通らずトラブルが発生しかねないという問題があります。
- ◆このため、**元請事業者に対し、利用運送を行った場合に、実運送事業者の名称や請負階層等に関する情報を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付け**となりました。
- ◆**真荷主**についてはその実運送体制管理簿の閲覧の請求ができるようにすることで、**真荷主・元請事業者双方において多重下請構造の可視化を図ります**。

実運送体制管理簿の作成義務



情報通知の義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

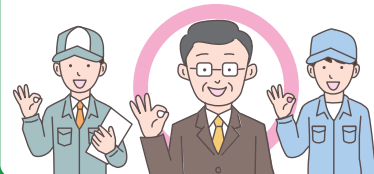
元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



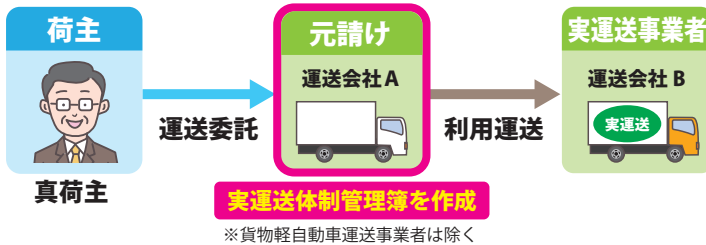
多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



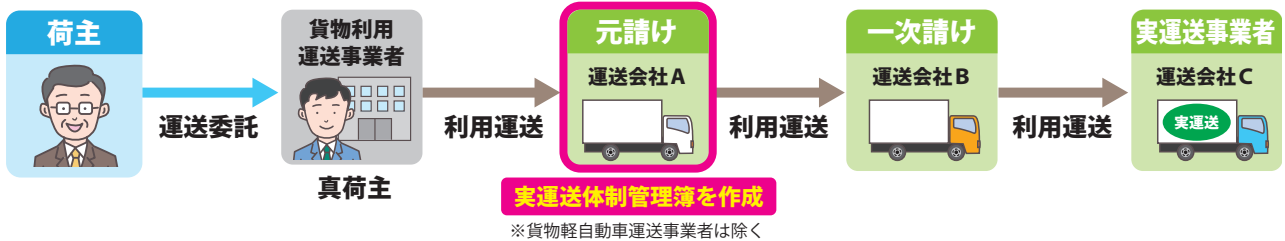
● 実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者の義務となりました。

- ・引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。
- ・「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」は、実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成する必要はありません。

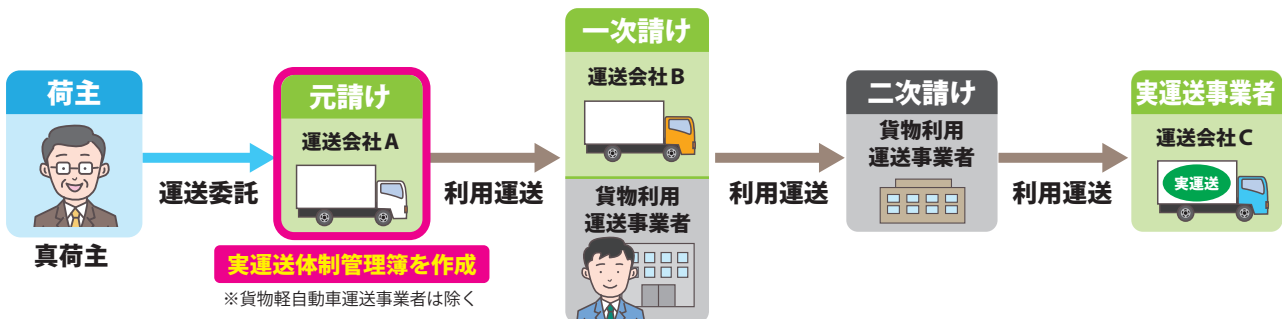
パターン1 貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース



パターン2 荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース



パターン3 貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース



国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。

答 系列化等により下請構造が固定化されている場合など、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、当該貨物の運送について、実運送を行う貨物自動車運送事業者やそこに至るまでの委託関係（下請構造）が明らかになっている場合を指します。一度実運送体制管理簿を作成すれば、それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、当該実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

● **実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。**

- ・対象となる貨物の重量は、1.5トン以上です。
- ・実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 「1.5トン」はどの段階で判断するのでしょうか。

答 真荷主から運送依頼があった時点で判断します。1.5トン以上の貨物の運送依頼であれば作成対象となり、1.5トン未満であれば対象になりません。実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ありません。なお、実重量が把握できない場合は、容積換算重量にて判断いただくことも差し支えありません。

● **実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。**

- ・実運送の**商号又は名称**
- ・実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**
- ・実運送事業者の**請負階層（1次請け、2次請け等）**

実運送体制管理簿のイメージ

赤枠: 必須の記載事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)							
実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)							
実運送体制管理簿(食品メーカー甲社)							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店ア	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

● **既存の配車表を活用するなど、取り組みやすい形で作成して構いません。**

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 実運送体制管理簿は紙で作成・保存しなければいけませんか。

答 実運送体制管理簿については電磁的記録による作成・保存も可能です。

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 実運送体制管理簿に決まった様式はありますか。既存の配車表を活用することは可能ですか。

答 実運送体制管理簿に決まった様式はありませんので、各事業者において作成しやすい形で作成いただいて問題ありません。必要事項が記載されていれば、既存の配車表等も活用いただけます。

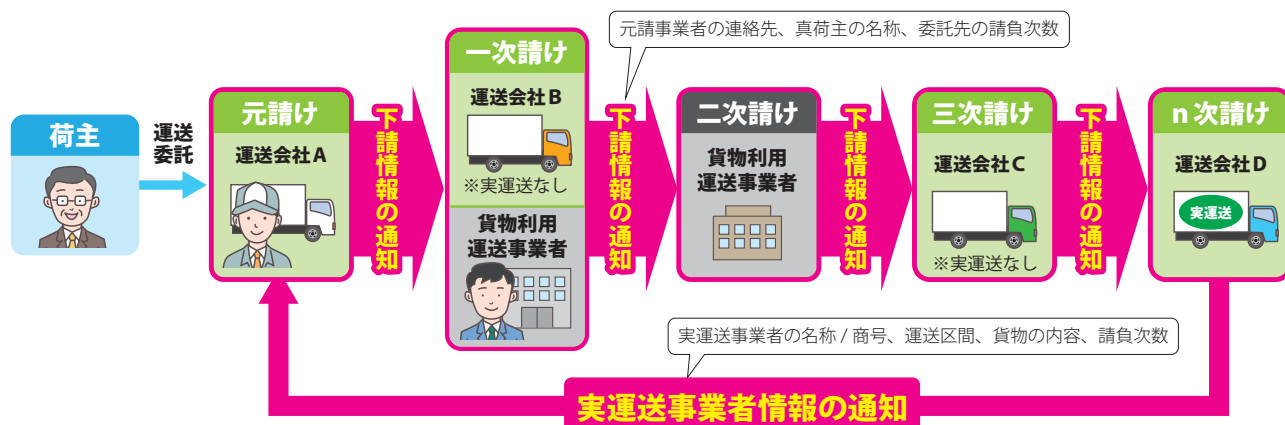
問 請負階層はどのようにカウントするのでしょうか。

答 真荷主と元請事業者の間で締結された運送契約の後に締結された運送契約の数でカウントします。つまり、元請事業者の委託先が「1次請け」、「1次請け」の委託先が「2次請け」となり、以降運送契約が締結されるたびに回数が増えていきます。なお、下請構造の中にある第1種貨物利用運送事業者も運送契約の主体となるため、請負階層にカウントされます。

● 各事業者に対し、情報通知の義務が課されます。

- ・実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。
- ・各事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、情報の通知とあわせて**当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達**するようにしてください。
- ・情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。

実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー



- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

4. 荷待時間・荷役作業等の記録の義務付け対象の拡大



従前、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上に限定されていた「荷待時間・荷役作業等の記録義務」の対象が、全ての車両に拡大されました。

- ◆トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち・荷役時間を削減するためには、トラックドライバーの業務実態を把握し、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進する必要があります。
- ◆また、契約や受発注の適正化、待機時間料や積込料・取卸料などの適正な料金収受においても、その根拠が必要です。
- ◆従前、**荷待時間・荷役作業等の業務記録への記載義務**は、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上に限定されていましたが、その対象が**全ての車両に拡大**されました。



荷待時間・荷役作業等の記録によるトラック事業者のメリット

- トラックドライバーの労働時間の正確な把握による、荷主等への荷待ち・荷役時間の短縮を提案する根拠ができます。
- 荷待時間や荷役作業等を明確にすることで、待機時間料や積込料・取卸料など適正な料金を収受することができます。
- 物流改正法により、荷主に荷待ち・荷役時間の短縮の努力義務が課されますが、効果目標である年間ドライバー1人当たり125時間短縮の結果等も正確に把握することができます。

● 全ての車両で「荷待時間・荷役作業等」の業務記録への記載が義務となりました。

- ・ 荷主の都合により、30分以上待機したときや、集荷地点や配送地点等で積込みや取卸し、または附帯業務（以下、荷役作業等という。）を実施した場合は、乗務記録に「集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時」などを記載してください。
- ・ ただし、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間が1時間以上となった場合が対象になります。
- ・ 荷役作業等の記録では、その記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録してください。

荷待時間・荷役作業等の記録義務付けに伴う乗務記録への記載例（1）

【 発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合 】

パターン例（サンプルA）		
8:45	集貨地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機：20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機：20分)	→20分
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
10:30 ~ 11:30	積込み	→60分
11:30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上（110分）となるため記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社〇〇 車両番号：〇 〇 〇 〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00
荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積込み・取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られない場合	荷主側担当者不在の場合
1. 積込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分け 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 搬入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()		△△ △△		

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

荷待時間・荷役作業等の記録義務付けに伴う乗務記録への記載例 (2)

〔 着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外 〕

パターン例 (サンプルB)		
15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し (荷主都合の待機: 20分)	→20分
17:20 ~ 17:50	附带業務 (棚入れ)	→30分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が**50分**ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社●●● 車両番号: ●●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●●●●	●●物流センター	15:45	16:00

荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附带業務の 開始・終了時刻	積込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積込み (手荷役・機械荷役) 2. 取卸し (手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 機持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()		✓	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
 ※契約書に実施した荷役作業等の**全てが明記されている場合は**、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

荷主側の確認が得られなかった場合や、担当者が不在の場合は、該当する欄に「✓」を記載してください

● 別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、荷待時間・荷役作業等の記載の必要はありません。

● 記載した業務記録は、最低1年間保存してください。

MEMO

5. 改正法への対応状況チェックリスト



改正法への対応状況について、下記内容をチェックして下さい。

1 運送契約締結時の書面交付義務

 運送契約を書面化しよう	●最新の標準貨物自動車運送約款等が適用されていますか <input type="checkbox"/>
	●真荷主と元請事業者の間で、運送契約の内容を記載した書面を相互に交付していますか <input type="checkbox"/>
	●利用運送を行う場合、運送契約の内容を記載した書面を委託先へ交付していますか <input type="checkbox"/>
	●運送契約の書面には、必要な事項が記載されていますか <input type="checkbox"/>
	●運送契約の書面の写しを1年間保管する体制ができていますか <input type="checkbox"/>


2 健全化措置の努力義務

 委託先への発注を適正化しよう	●利用運送を行う場合、適正な発注内容としていますか <input type="checkbox"/>
	●委託先には運送に要する費用の概算額を勘案した額で発注していますか <input type="checkbox"/>
	●荷主が提示する運賃・料金が上記の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉したいと申し出ていますか <input type="checkbox"/>
	●委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付していますか <input type="checkbox"/>


3 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務

 運送利用管理規程を作成しよう 運送利用管理者を選任しよう	●前年度の利用運送量が100万トン以上の事業者の場合、運送利用管理規程を作成していますか <input type="checkbox"/>
	●作成した運送利用管理規程には、必要な事項が記載されていますか <input type="checkbox"/>
	●前年度の利用運送量が100万トン以上の事業者の場合、運送利用管理者を選任していますか <input type="checkbox"/>
	●選任した運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）ですか <input type="checkbox"/>


4 実運送体制管理簿の作成義務

 <p>実運送体制管理簿を作成しよう</p>	●元請事業者の場合、真荷主から引き受けた 1.5 トン以上の貨物の運送について利用運送を行ったとき、実運送体制管理簿を作成していますか	<input type="checkbox"/>
	●実運送体制管理簿には、必要な事項が記載されていますか	<input type="checkbox"/>
	●実運送体制管理簿を 1 年間保管する体制ができていますか	<input type="checkbox"/>
	●実運送事業者の場合、元請事業者に必要な情報を通知していますか	<input type="checkbox"/>
	●利用運送を行う場合、委託先の運送事業者に必要な情報を通知していますか	<input type="checkbox"/>

5 荷待時間・荷役作業時間等の記録義務

 <p>荷待ち・荷役などの時間を適切に記録しよう</p>	●全ての車両で、荷待時間・荷役作業等を業務記録に記載していますか	<input type="checkbox"/>
	●荷待時間・荷役作業等の記録には、必要な事項が記載されていますか	<input type="checkbox"/>
	●荷役作業等の記録では、その内容について荷主が確認したかどうかについても記録していますか	<input type="checkbox"/>
	●記載した業務記録は、最低 1 年間保管する体制ができていますか	<input type="checkbox"/>

6 荷主との物流効率化に向けた取組

 <p>積載率の向上に努めよう</p>	●荷主に対して荷待ち時間・荷役等時間の短縮、積載効率の向上など、物流効率化への取組の提案をしていますか	<input type="checkbox"/>
	●提案の際には、荷待ち時間・荷役等時間、積載効率などをデータで示していますか	<input type="checkbox"/>
	●荷主と物流効率化への取組を検討、協議する場をもっていますか	<input type="checkbox"/>
	●物流効率化への取組に、荷主の協力を得られていますか	<input type="checkbox"/>
	●物流改正法の目標（KPI）を、荷主と定期的に共有・確認していますか	<input type="checkbox"/>
	●諸般の取組により、荷待ち時間・荷役等時間は短縮できていますか	<input type="checkbox"/>
	●諸般の取組により、積載効率は向上できていますか	<input type="checkbox"/>

6. 参照条文

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

第二章 一般貨物自動車運送事業

（書面の交付）

第十二条 真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。第二十四条の五において同じ。）及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、次に掲げる事項を書面に記載して相互に交付しなければならない。

- 一 運送の役務の内容及びその対価
- 二 当該運送契約に運送の役務以外の役務の提供が含まれる場合にあつては、運送の役務以外の役務の内容及びその対価
- 三 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の規定は、第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用する場合であつて、当該第一種貨物利用運送事業者に貨物の運送の委託をした者（その者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした者を含む。）が貨物自動車運送事業者である場合における当該第一種貨物利用運送事業者及び当該一般貨物自動車運送事業者が締結する運送契約については、適用しない。

3 第一項の運送契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該運送契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

（他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合の措置）

第二十四条 一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送について他の一般貨物自動車運

送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。第三号において同じ。）を利用するときは、当該他の一般貨物自動車運送事業者に係る一般貨物自動車運送事業の健全な運営の確保に資するため、次に掲げる措置（次条及び第二十四条の三において「健全化措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

- 一 その利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。
- 二 自らが引き受ける貨物の運送について荷主が提示する運賃又は料金が前号に規定する概算額を下回る場合にあつては、当該荷主に対し、運賃又は料金について交渉をしたい旨を申し出ること。
- 三 当該他の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関し二以上の段階にわたる委託の制限その他の条件を付すること。

四 その他一般貨物自動車運送事業の健全な運営の確保に資するためのものとして国土交通省令で定める措置

2 一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用するときは、国土交通省令で定める場合を除き、当該他の一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）第三条第一項の規定による書面の交付（同条第二項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。）をしたときは、当該書面に記載した事項については記載することを要しない。

- 一 運送の役務の内容及びその対価
- 二 その利用する運送に運送の役務以外の役務の提供が含まれる場合にあつては、運送の役務以外の役務の内容及びその対価
- 三 その他国土交通省令で定める事項

3 一般貨物自動車運送事業者は、前項の規定による

書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該他の一般貨物自動車運送事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(運送利用管理規程の作成等)

第二十四条の二 貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者（その行う貨物自動車利用運送の規模が国土交通省令で定める規模以上であるものに限る。以下「特別一般貨物自動車運送事業者」という。）は、健全化措置の実施に関する規程（以下「運送利用管理規程」という。）を定め、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 運送利用管理規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。
 - 一 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
 - 二 健全化措置の内容に関する事項
 - 三 健全化措置の管理体制に関する事項
 - 四 次条第一項に規定する運送利用管理者の選任に関する事項
- 3 特別一般貨物自動車運送事業者は、運送利用管理規程を遵守しなければならない。

(運送利用管理者の選任等)

第二十四条の三 特別一般貨物自動車運送事業者は、運送利用管理規程の届出後、速やかに、その事業における健全化措置の実施及びその管理の体制を確保するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者のうちから、運送利用管理者一人を選任しなければならない。

- 2 運送利用管理者は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
 - 二 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
 - 三 第二十四条の五第一項に規定する実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。
- 3 特別一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定により運送利用管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その氏名及び役職を国土交通大臣に届け出なければならない。

これを解任したときも、同様とする。

(運送利用管理者の義務等)

第二十四条の四 運送利用管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

- 2 特別一般貨物自動車運送事業者は、運送利用管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行うため必要な権限を与えなければならない。
- 3 特別一般貨物自動車運送事業者は、運送利用管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

(実運送体制管理簿の作成等)

第二十四条の五 一般貨物自動車運送事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送（その運送に係る貨物の重量が国土交通省令で定める重量以上であるものに限る。第六項において同じ。）について他の貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用したときは、運送体制の明確化を図るため、災害その他緊急やむを得ない場合を除き、真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した実運送体制管理簿（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項及び第五十八条の九において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から一年間、これを営業所に備え置かなければならない。ただし、当該利用の態様その他の事情を勘案して国土交通省令で定める場合は、真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない。

- 一 真荷主から引き受けた貨物の運送について実運送（事業用自動車を使用して行う貨物の運送をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を行う貨物自動車運送事業者の商号又は名称
- 二 前号の貨物自動車運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- 三 第一号の貨物自動車運送事業者の請負階層（当該貨物自動車運送事業者が実運送を行う貨物の運送に関して締結された運送契約のうち、真荷主との運送契約の後に締結された運送契約の数をいう。）
- 四 その他国土交通省令で定める事項

- 2 前項の規定は、一般貨物自動車運送事業者が第一

種貨物利用運送事業者から貨物の運送を引き受けた場合であって、当該第一種貨物利用運送事業者に貨物の運送の委託をした者（その者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした者を含む。）が貨物自動車運送事業者であるときにおける当該一般貨物自動車運送事業者については、適用しない。

- 3 第一項の規定により実運送体制管理簿を作成する一般貨物自動車運送事業者（以下この条において「元請事業者」という。）は、同項ただし書の場合を除き、その利用する運送を行う他の貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項（次項第一号において「元請連絡事項」という。）を通知しなければならない。
 - 一 当該元請事業者の連絡先
 - 二 当該他の貨物自動車運送事業者が運送する貨物の真荷主の商号又は名称
 - 三 その他国土交通省令で定める事項
- 4 一般貨物自動車運送事業者（元請事業者を除く。）は、その引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用するときは、当該他の貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、前項の規定による通知を受けていない場合その他これらの事項を知ることができない場合は、この限りでない。
 - 一 当該貨物の運送に係る元請連絡事項
 - 二 当該他の貨物自動車運送事業者の請負階層（当該他の貨物自動車運送事業者が引き受けた貨物の運送に関して締結された運送契約のうち、真荷主との運送契約の後に締結された運送契約の数をいう。）
 - 三 その他国土交通省令で定める事項
- 5 貨物自動車運送事業者は、他の貨物自動車運送事業者から貨物の運送を引き受け、第三項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）又は前項（同条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け、かつ、その引き受けた貨物の運送について実運送を行うときは、当該通知に係る元請事業者に対し、当該実運送に係る貨物の真荷主ごとに、第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 6 真荷主は、貨物の運送を委託した元請事業者に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 第一項の実運送体制管理簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

- 二 第一項の実運送体制管理簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第三章 特定貨物自動車運送事業

第三十五条（略）

2～5（略）

- 6 第九条、第十三条、第十四条、第十五条第一項から第四項まで、第十六条、第二十条第二項及び第三項、第二十一条から第二十四条の三まで、第二十四条の四第二項及び第三項、第二十四条の五第一項から第四項まで及び第六項、第二十五条、第二十八条並びに第三十条から第三十三条までの規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十五条第五項及び第二十条第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十四条の四第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運送利用管理者について、第二十九条の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九条第二項、第三十条第三項及び第三十一条第三項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

第四章 貨物軽自動車運送事業

（貨物軽自動車運送事業の届出等）

第三十六条（略）

- 2 第十二条、第十三条、第十五条第一項から第四項まで、第二十二條から第二十三条の二まで、第二十四条の五第四項、第二十五条、第二十六条第一項及び第三十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十五条第五項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四条第一項から第三項までの規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十二條中「が、第十四条第一項、第四項若しくは第六項」とあるのは「が」と、「、第十六条第一項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程」とあるのは「の規定」と、「、運行管理者に対する必要な権

限の付与、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止、当該安全管理規程の遵守その他」とあるのは「その他」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは「又は事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる」と、第三十四条第一項中「自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標」とあるのは「車両番号標」と、同条第二項中「自動車登録番号標」とあるのは「車両番号標」と、同条第三項中「自動車登録番号標（次項に規定する自動車に係るものを除く。）」とあるのは「車両番号標」と、「自動車登録番号標を」とあるのは「車両番号標を」と、「取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受け」とあるのは「表示し」と読み替えるものとする。

3～5（略）

第五章 貨物利用運送事業者に関する特例

（第一種貨物利用運送事業者に関する特例）

第三十七条 第二十四条並びに第二十四条の五第四項及び第五項の規定は、第一種貨物利用運送事業者に貨物の運送の委託をした者（その者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした者を含む。）が貨物自動車運送事業者である場合において、当該第一種貨物利用運送事業者が当該貨物の運送について一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるもの

を除く。）を利用する場合について準用する。この場合において、第二十四条中「一般貨物自動車運送事業者は」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者は」と、同条第二項及び第三項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは「一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者」と、同条第二項ただし書中「行う一般貨物自動車運送事業者」とあるのは「行う一般貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者」と、第二十四条の五第四項中「一般貨物自動車運送事業者（元請事業者を除く。）」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者」と、「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者」と、同条第五項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

2 第二十四条の五第四項及び第五項の規定は、第一種貨物利用運送事業者に貨物の運送の委託をした者（その者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした者を含む。）が貨物自動車運送事業者である場合において、当該第一種貨物利用運送事業者が当該貨物の運送について特定貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「一般貨物自動車運送事業者（元請事業者を除く。）」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者」と、「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「特定貨物自動車運送事業者」と、同条第五項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

○貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号）（抄）

（法第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第十二条第三項の規定による承諾は、同条第一項の運送契約の当事者（次項において「契約当事者」という。）が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し同条第三項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2 契約当事者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る契約の相手方から書面等により法第十二条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第三十六条第二項において法第十二条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「同条第一項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項」と読み替えるものとする。

(法第二十四条第三項の規定による承諾に関する手続等)

第二条 法第二十四条第三項の規定による承諾は、一般貨物自動車運送事業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る他の一般貨物自動車運送事業者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該他の一般貨物自動車運送事業者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの(次項において「書面等」という。)によって得るものとする。

2 一般貨物自動車運送事業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る他の一般貨物自動車運送事業者から書面等により法第二十四条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供を

してはならない。ただし、当該申出の後に当該他の一般貨物自動車運送事業者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第三十五条第六項において法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第三十七条第一項において法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは「一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者」と、第一項中「一般貨物自動車運送事業者が」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者が」と、第二項中「一般貨物自動車運送事業者は」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者は」と読み替えるものとする。

○貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)(抄)

(書面の交付)

第十三条の三 法第十二条第一項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害その他緊急やむを得ない場合
- 二 真荷主が郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物の運送を委託する場合

2 法第十二条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 有料道路の通行に係る料金、燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金その他の特別に生ずる費用に係る料金
- 三 運賃及び料金の支払の方法
- 四 書面を交付した年月日(書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」という。)を電磁的方法により提供した場合には、その提供した年月日)

3 真荷主及び一般貨物自動車運送事業者は、法第十二条第一項の規定により書面を交付した場合は、当該書面の写し(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては確認することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第一項第二号及び第十三条の七第三項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的

記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。)を一年間保存しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の四 法第十二条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 送信者等(送信者又は送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。以下この条、次条及び第十三条の八において同じ。)の使用に係る電子計算機と受信者等(受信者又は受信者との契約により受信者ファイル(専ら受信者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該受信者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられ

た受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第十三条の六第一項第二号及び第十三条の九第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 受信者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を送信者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。ただし、受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。ただし、受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

（法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の五 貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号。以下「令」という。）第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち送信者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の六 令第一条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて送信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（書面の交付）

第十三条の七 法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、災害その他緊急やむを得ない場合とする。

2 法第二十四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 その利用する運送に係る契約の当事者の氏名又は名称及び住所

二 有料道路の通行に係る料金、燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金その他の特別に生ずる費用に係る料金

三 運賃及び料金の支払の方法

四 書面を交付した年月日（書面の交付に代えて、記載事項を電磁的方法により提供した場合にあつては、その提供した年月日）

3 一般貨物自動車運送事業者は、法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合は、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。）を一年間保存しなければならない。

（法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の八 令第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十三条の四第一項各号に掲げる方法のうち送信者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の九 令第二条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又

は口に掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第二条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて送信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(運送利用管理規程を定める一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送の規模)

第十三条の十 法第二十四条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、前年度(四月一日から翌年三月三十一日までの期間(次条において「年度」という。))であって、直前のものをいう。)に行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が百万トンであることとする。

(運送利用管理規程の届出)

第十三条の十一 法第二十四条の二第一項の規定により運送利用管理規程の作成の届出をしようとする者は、その行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が初めて前条に規定する合計量以上となった年度の翌年度の七月十日までに、次に掲げる事項を記載した運送利用管理規程作成届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 運送利用管理規程を定めた日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成した運送利用管理規程

二 その他運送利用管理規程に関し必要な事項を記載した書類

3 法第二十四条の二第一項の規定により運送利用管理規程の変更の届出をしようとする者は、当該運送利用管理規程の変更後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した運送利用管理規程変更事後届出書を提出し

なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 運送利用管理規程を変更した日

三 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)

四 変更を必要とした理由

4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の運送利用管理規程

二 その他変更後の運送利用管理規程に関し必要な事項を記載した書類

(運送利用管理者の選任及び解任の届出)

第十三条の十二 一般貨物自動車運送事業者は、法第二十四条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した運送利用管理者選任(解任)届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した運送利用管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合にあっては、その理由

2 前項の運送利用管理者選任届出書には、選任した運送利用管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることを証する書類を添付しなければならない。

(実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量の下限)

第十三条の十三 法第二十四条の五第一項の国土交通省令で定める重量は、一・五トンとする。

(実運送体制管理簿を真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない場合)

第十三条の十四 法第二十四条の五第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から法第二十四条の五第一項第一号の貨物自動車運送事業者のうち請負階層が最も大きいものに至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合とする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十三条の十五 法第二十四条の五第六項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

参 考 资 料

改正貨物自動車運送事業法 Q & A

第213回国会において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）が成立し、令和6年5月15日に公布されました。

改正法第4条では、貨物自動車運送事業における取引環境の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）において、主に

1. 運送契約締結時の書面交付義務
 2. 委託先の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務
 3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務
- などについて規定し、これらの規定については、令和7年4月1日から施行することとされているところです。

今般、これらの改正内容を解説するとともに、その具体的な運用についてお示しするため、国土交通省によくお寄せいただく問合せを中心にQ & Aを作成しましたので、改正貨物自動車運送事業法への対応に当たっての参考としていただければ幸いです。

本Q & Aで使用する用語の定義は以下のとおりです。

- ・トラック法... 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）
- ・改正トラック法... 改正法による改正後の貨物自動車運送事業法
- ・施行日... 改正トラック法の施行の日（令和7年4月1日）
- ・年度... 4月1日から翌年3月31日までの期間

※具体的な条項を挙げているもの（例えば、「改正トラック法第12条第1項に基づく書面交付」など）については、当該条項を他の条項において準用する場合も含まれます。

国土交通省 物流・自動車局

貨物流通事業課

目次

【1. 総論】

問 1-1	改正トラック法の概要を教えてください。……………	1
問 1-2	改正トラック法はいつから施行されるのでしょうか。……………	1
問 1-3	改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。…	1
問 1-4	個人事業主は「真荷主」に該当するのでしょうか。……………	1
問 1-5	法人がオフィスの移転で貨物自動車運送事業者に引越の依頼を行うとき、当該法人 は「真荷主」に該当するのでしょうか。……………	1
問 1-6	改正トラック法により荷主側に新しく義務付けられる事項はありますか。……………	2

【2. 書面交付関係】

問 2-1	書面交付義務の概要について教えてください。……………	3
問 2-2	書面に記載しなければならない事項について教えてください。……………	3
問 2-3	「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」については、対価をそれぞれ分けて (別建てして)書面に記載しなければならないとのことですが、積込みや取卸しは 「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」のどちらに該当しますか。……………	4
問 2-4	時間制運賃の場合でも、積込料・取卸料を運賃とは別建てして対価設定する必要が ありますか。……………	4
問 2-5	「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する必要がありますか。 ……………	4
問 2-6	運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければいけません か。……………	4
問 2-6-2	問 2-6 の場合、書面の保存期間の考え方はどのようになりますか。……………	5
問 2-7	有料道路利用料等の料金について、委託者が実費を負担することとしている場合、 交付書面にはどのように記載すればよいですか。……………	5
問 2-8	有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載してい たところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額 と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて 書面を交付する必要はありますか。……………	5
問 2-9	交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。 ……………	5
問 2-10	基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。 ……………	5
問 2-11	電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。……………	7
問 2-12	一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。……………	7

問 2-13	書面交付義務に例外はありますか。……………	7
問 2-14	スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。……………	7
問 2-15	貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。……	7
問 2-16	マッチングサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。……………	7
問 2-17	貨物自動車運送事業者がマッチングサイトを經由して利用運送を行う場合、書面の 交付先はマッチングサイトになりますか。それとも委託先の貨物自動車運送事業者に なりますか。……………	8
問 2-18	書面交付義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。……………	8
問 2-19	改正トラック法第 12 条の書面の相互交付について、例えば、荷主が運賃・料金を 空欄にした申込書を貨物自動車運送事業者に交付し、貨物自動車運送事業者は受け取 った書面に運賃・料金を追記して荷主に交付し運送契約が成立した場合、この書面の やり取りで相互交付したとみなされるのでしょうか。……………	8
問 2-20	電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必 要事項を記載する形でも問題ありませんか。……………	8
問 2-21	契約期間中や契約更新時に運送契約の契約内容の変更があった場合、改めて書面の 交付を行う必要がありますか。また、契約内容を変更せずに更新のみ行う場合はど うですか。……………	11
問 2-22	施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更した り、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。……………	11
問 2-23	施行日より前に締結した基本契約に基づき、施行日以降に個別契約を締結する場合、 当該個別契約に書面交付義務はかかりますか。……………	11
問 2-24	印紙税の取扱いはどのようになりますか。……………	12

【3. 健全化措置関係】

<努力義務について>

問 3-1	健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。……………	13
問 3-2	健全化措置の努力義務については、具体的にどのような措置を講じればよいでしょ うか。……………	13
問 3-3	「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」は必ず実施しなければいけ ないのでしょうか。……………	13
問 3-4	問 3-3 の「その他の条件」とは、例えばどのような条件が考えられますか。……	13
問 3-5	健全化措置の努力義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。……	14

<運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について>

問 3-6	運送利用管理規程・運送利用管理者の概要について教えてください。……………	14
問 3-7	具体的にどのような事業者が義務付けの対象になりますか。……………	15
問 3-7-2	「100 万トン」については、何をもって判断すればよいのでしょうか。……………	15
問 3-7-3	義務付けの対象となった場合、国から指定や通知等はあるのでしょうか。……	15

問 3-7-4	過去に一度でも「100 万トン」以上となったことがあれば、義務付けの対象となるのでしょうか。	15
問 3-8	運送利用管理規程にはどのような事項を記載すればよいですか。また、ひな形等がありますか。	15
問 3-9	運送利用管理者にはどのような者を選任すればよいですか。また、複数人選任することは可能ですか。	16
問 3-10	運送利用管理者はどのような職務を行うのでしょうか。	16
問 3-11	運送利用管理規程・運送利用管理者の届出の手続について教えてください。	16
問 3-12	運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。	16

【4. 実運送体制管理簿関係】

問 4-1	実運送体制管理簿の概要について教えてください。	17
問 4-2	実運送体制管理簿は誰が作成するのでしょうか。	17
問 4-3	貨物利用運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。	18
問 4-4	真荷主から引き受けた貨物をすべて自社で実運送した場合、実運送体制管理簿の作成は必要ですか。	18
問 4-5	元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。	18
問 4-6	元請事業者はどのようにして実運送事業者やその請負階層を把握することができるのでしょうか。	18
問 4-7	「1.5 トン」はどの段階で判断するのでしょうか。	19
問 4-7-2	真荷主から一度の運送依頼で引き受けた貨物の重量は「1.5 トン」以上ありましたが、配達先（荷受人）が複数あり、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。	19
問 4-7-3	真荷主との間で基本契約を締結しており、当該基本契約に基づき引き受けた貨物の合計重量は「1.5 トン」以上ありましたが、運送依頼自体は複数回に分かれており、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。	20
問 4-8	請負階層はどのようにカウントするのでしょうか。	20
問 4-8-2	マッチングサイトは請負階層にカウントされますか。	20
問 4-9	「運送区間」や「貨物の内容」はどこまで詳細に書く必要がありますか。	20
問 4-10	問 4-1 について「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。	20
問 4-10-2	問 4-10 に該当する場合、実運送体制管理簿はどのように作成すればよいでしょうか。それ以降に行う運送について「貨物の内容」や「運送区間」などが異なる場合	

でも、記録は不要という理解でよいでしょうか。	21
問 4-10-3 問 4-10 について、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定している場合も対象になりますか。	21
問 4-11 貨物自動車運送事業者であり、かつ、貨物利用運送事業者でもある者が、荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合、作成義務の対象となるのか。	21
問 4-12 実運送体制管理簿の作成義務に例外はありますか。	22
問 4-13 実運送体制管理簿はいつから作成する必要がありますか。	22
問 4-14 実運送体制管理簿はいつまでに作成すればよいでしょうか。	22
問 4-15 実運送体制管理簿に決まった様式はありますか。既存の配車表を活用することは可能ですか。	22
問 4-16 実運送体制管理簿は紙で作成・保存しなければいけませんか。	22
問 4-17 作成した実運送体制管理簿は国に提出する必要はありますか。	24
問 4-18 実運送体制管理簿の作成・保存義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。	24
問 4-19 実運送体制管理簿に係る通知義務違反に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。	24
問 4-20 実運送事業者より通知が来なかったことで実運送体制管理簿が作成できなかった場合、元請事業者は行政処分等の対象になりますか。	24
問 4-21 下請構造の中にいる場合において、委託者から通知が来なかったために伝達事項を把握できず、元請事業者等に伝達事項を通知できなかった場合、行政処分等の対象になりますか。	24

【5. その他】

問 5-1 改正法により特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等の手続が変更されると聞きました。詳細について教えてください。	25
---	----

【1. 総論】

問1-1 改正トラック法の概要を教えてください。

答 従前より貨物自動車運送業においては、多重下請構造や口頭による運送契約の締結等が、適正な運賃・料金の収受に当たっての大きな課題となっていました。そうした課題に対応するため、今般、トラック法を改正し、

1. 運送契約締結時等の書面交付義務
2. 下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務
3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務

などの規制的措置を導入することとしております。各改正事項の概要については、別紙1をご参照ください。

問1-2 改正トラック法はいつから施行されるのでしょうか。

答 令和7年4月1日より施行されます。

問1-3 改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。

答 改正トラック法上の真荷主とは

- ①自らの事業に関して
 - ②貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
 - ③貨物自動車運送事業者以外のもの
- をいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

改正トラック法上の元請事業者は「実運送体制管理簿を作成する貨物自動車運送事業者（※貨物軽自動車運送事業者を除く）」を指します。利用運送事業者はここには含まれません。実運送体制管理簿の作成主体については、問4-2をご参照ください。

問1-4 個人事業主は「真荷主」に該当するのでしょうか。

答 自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する場合には、個人事業主であっても「真荷主」に該当します。

問1-5 法人がオフィスの移転で貨物自動車運送事業者に引越の依頼を行うとき、当該法人は「真荷主」に該当するのでしょうか。

答 引越自体は当該法人の事業ではないため、該当しません。

ただし、オフィスの移転を貨物利用運送事業者に委託し、当該貨物利用運送事

業者が他の貨物自動車運送事業者に運送委託した場合は、当該貨物利用運送事業者が真荷主に該当することになります。

問 1-6 改正トラック法により荷主側に新しく義務付けられる事項はありますか。

答 「真荷主」に該当する場合には、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務が課されることとなります。自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する場合には、運送の役務の内容及び対価（運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を、当該貨物自動車運送事業者との間で相互に交付しなければなりません。具体的な記載事項等は【2. 書面交付関係】をご参照ください。なお、交付した書面についてはその写しを 1 年間保存することとされています。

また、真荷主は、貨物の運送を委託した元請事業者に対して、実運送体制管理簿の閲覧・謄写の請求をすることができます。

【2. 書面交付関係】

問2-1 書面交付義務の概要について教えてください。

答 真荷主及び貨物自動車運送事業者（※1）が運送契約を締結するときは、改正トラック法第12条第1項に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります。

貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するとき（※2）は、改正トラック法第24条第2項に基づき、委託元から委託先に対して所定の事項を記載した書面を交付することとなります。以下の図1もご参照ください。

（※1）特定貨物自動車運送事業者を除く。

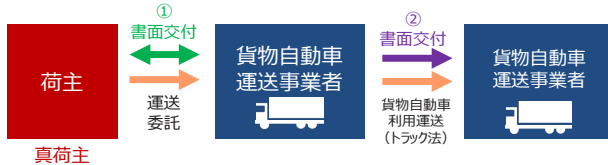
（※2）具体的には以下の4通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にある場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ④ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にある場合に限る。）が他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

書面交付の義務付けについて

図1

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



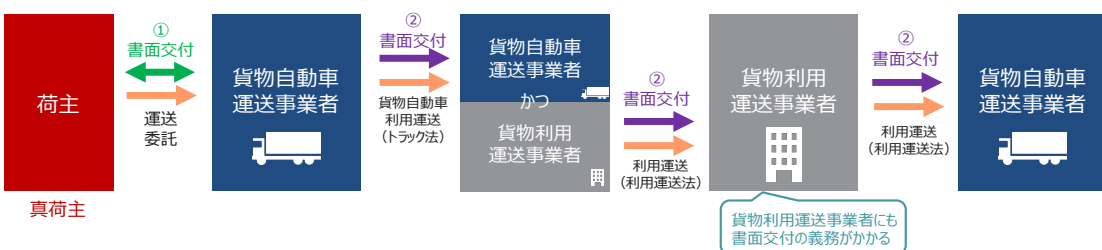
①：第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇄トラック事業者)

②：第24条の規定に基づく書面交付
{トラック事業者・利用運送事業者
⇒トラック事業者・利用運送事業者}

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



問2-2 書面に記載しなければならない事項について教えてください。

答 交付書面には以下の事項（以下「法定事項」という。）を記載する必要がありますが

す。

- ①運送の役務の内容及び対価
- ②運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面の交付年月日

問 2-3 「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」については、対価をそれぞれ分けて（別建てして）書面に記載しなければならないとのことですが、積みみや取卸しは「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」のどちらに該当しますか。

答 荷役作業や附帯業務は原則として「運送の役務以外の役務」に該当するものと考えられます。

他方で、例えば宅配便における玄関先への配達など、取引の実態として、委託者・受託者がともにその作業が運送の一部をなすものとして認識しており、かつ当該作業に係る対価を運賃に包含させることに両者間で異論がない場合には、当該作業を「運送の役務」として取り扱うことは差し支えありません。

問 2-4 時間制運賃の場合でも、積込料・取卸料を運賃とは別建てして対価設定する必要がありますか。

答 時間制運賃の場合、その時間内に行われる積み込み・取卸しに係る対価を運賃に包含させることは問題ありません（別建てする必要はありません）（※）が、その場合でも、積み込み・取卸しが発生する旨は書面に明記しなければなりません。

（※）国土交通省がお示ししている「標準的運賃」では、時間制運賃の場合、その時間内であれば、待機時間料や積込料・取卸料は時間制運賃の中に包含されております。

問 2-5 「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する必要がありますか。

答 具体的にどのような作業を行う必要があるのかを委託先が認識できるのであれば、特に記載の粒度は問いません。

問 2-6 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければいけませんか。

答 運送契約締結時に未定の事項がある場合（例えば附帯業務の有無など）、当該事項以外の事項について書面交付を行い、後日内容が決定した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることについては問題ありません。この場合、当初交付した書面（以下「当初書面」という。）と後日交付した

書面（以下「後日書面」という。）の関連性を確認できるようにしておく必要があります。また、後日交付する書面については、遅くとも運送が行われる前には交付しなければなりません。

問 2-6-2 問 2-6 の場合、書面の保存期間の考え方はどのようになりますか。

答 後日書面の交付をもって書面交付義務が完全に履行されたものと考えられますので、当初書面も含めて、後日書面を交付した日から1年間保存する必要があります。

問 2-7 有料道路利用料等の料金について、委託者が実費を負担することとしている場合、交付書面にはどのように記載すればよいですか。

答 運送に伴い生じる費用について、委託者が実費を負担することとしている場合、例えば「運送に要した有料道路利用料、〇〇料、△△費については、実費を委託者が負担する」旨の記載があれば、当該費用に係る料金については具体的な金額が記載されていなくても問題ありません。

問 2-8 有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載していたところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありますか。

答 実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありませんが、運賃・料金等について変更が生じた場合の取扱いについては、運送契約の締結時にあらかじめ取り決めておくことが望ましいです。

問 2-9 交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。

答 必要な事項が記載された書面であれば、特に書面の形態・様式等は問いませんので、送り状等を交付書面として活用いただくことも可能です。交付書面の一例を次頁に掲載しますので、参考にしてください。

問 2-10 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。

答 法定事項が基本契約書で網羅されていれば、日々の運送依頼について書面交付は不要ですが、例えば、附帯業務の有無が運送ごとに異なり、各運送依頼時にその有無が確定するような場合には、それぞれの運送依頼ごとに当該附帯業務の有無等について記載した書面を交付する必要があります。

○交付書面の一例（※赤枠は法定事項）

運送申込書／運送引受書

(※)申込者は太枠内を記入します。
ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

I 運送契約の当事者等		申込日：令和7年4月1日		
申込者	社名又は氏名	〇〇食品(株)	電話	028-111-▲▲▲▲
	住所	栃木県〇〇市〇〇1-1-1	FAX	028-222-▲▲▲▲
			E-mail	▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
			【担当者名】	国土 花子
標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾 <input checked="" type="checkbox"/>				
荷受人	社名又は氏名	△△商店	電話	03-5555-△△△△
	住所	東京都△△区△△3-3-3	FAX	—
			E-mail	—
			【担当者名】	貨物 三郎
運送を引き受ける者	社名又は氏名	□□運輸(株)	電話	028-333-xxxx
	住所	栃木県□□市□□2-2-2	FAX	028-444-xxxx
			E-mail	xxxxxx@xxx.co.jp
			【担当者名】	運輸 一郎

II 運送の役務			
集貨先／発送地	〇〇食品(株) A工場	集貨／発送の希望日時	令和7年4月5日 9時～12時
配達先／到着地	△△商店	配達／到着の希望日時	令和7年4月5日 14～16時
運送保険加入の委託	有・(無)		

品名	冷凍食品	品質	-15℃以下	重量又は容積	1トン	荷造りの種類及び個数	10/パレット (1パレット当たり段ボール10箱)
運送の扱種別	貸切距離制	車種	冷凍車(1トン)	台数	1	両	

III 荷役作業・附帯業務等			
積込み作業の委託	(有)・無 予定作業時間 (30分程度)	取卸し作業の委託	(有)・無 予定作業時間 (30分程度)
附帯業務の内容	倉庫内における検品・棚入れ作業 (予定作業時間：60分程度)		

IV 運賃及び料金					
運賃	50,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	有料道路利用料(税込)	4,000 円
積込料	2,500 円				
取卸料	2,500 円				
待機時間料	円	(見込み待機時間： 分、 30分あたり単価： 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	1,500 円	
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	1,500 円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
その他附帯業務()	円				
消費税額	6,000 円				
合計額	70,000 円				
		運賃及び料金の支払方法	銀行振込(支払期日:令和7年4月4日)		

V その他			
集貨／発送の予定日時	令和7年4月5日 12時	配達／到着の予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	〇〇123あ××××	【運転者名】	運輸 次郎

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和7年4月1日

運送引受者(貨物自動車運送事業者)

□□運輸(株) 代表取締役 運輸 太郎

問 2-11 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。

答 電話で運送依頼を行う場合でもあっても、電話連絡後直ちに書面を交付しなければなりません。

なお、電話連絡のみによる運送依頼は、書面交付義務違反となります。

問 2-12 一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。

答 問 1-3 のとおり、一般消費者は「真荷主」には含まれないため、一般消費者と運送契約を締結する際に書面交付義務はかかりません。

問 2-13 書面交付義務に例外はありますか。

答 「災害その他緊急やむを得ない場合」又は「真荷主が郵便物・信書便物の運送を委託する場合（※改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付に限る）」には書面交付義務の対象外となりますが、それ以外の場合については基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-14 スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。

答 該当しません。スポット輸送についても、災害時等を除き、基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-15 貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答 「真荷主」に該当する第一種貨物利用運送事業者は、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務の対象となります。真荷主の定義については問 1-3 をご参照ください。

また、下請構造の中にいる（※1）第一種貨物利用運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合には、第 24 条第 2 項に基づく書面交付義務の対象となります。

（※1）「下請構造の中にいる」とは、問 2-1 [図 1](#) <パターン 3>における貨物利用運送事業者のように、自身より上流に貨物自動車運送事業者が存在している場合を指す。

問 2-16 マatchingサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。

答 当該事業者が第一種貨物利用運送事業者に該当する場合は、問 2-15 のとおり書面交付義務の対象となります。

第一種貨物利用運送事業者に該当しない場合は、当該事業者が「真荷主」に該当する場合に、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務の対象となります。

問 2-17 貨物自動車運送事業者がマッチングサイトを経由して利用運送を行う場合、書面の交付先はマッチングサイトになりますか。それとも委託先の貨物自動車運送事業者になりますか。

答 改正トラック法による書面交付は、運送契約を締結する当事者間で行うこととなるため、貨物自動車運送事業者が、マッチングサービス事業者を介してマッチングした他の貨物自動車運送事業者と直接運送契約を締結する場合、当該他の貨物自動車運送事業者に対して書面を交付することとなります。

この場合において、実務上マッチングサービス事業者を経由して書面交付を行うことも否定はされませんが、仮に委託先に書面が到達しなかった場合や記載事項に不備があった場合などは、一義的には書面の交付主体たる貨物自動車運送事業者が義務不履行の責任が生じ得ることになるため、利用するマッチングサービス事業者が改正トラック法の改正内容に対応しているかどうかをあらかじめ確認しておくことが有効です。

他方で、マッチングサービス事業者が第一種貨物利用運送事業者であって、貨物自動車運送事業者が当該マッチングサービス事業者と運送契約を締結する場合は、当該マッチングサービス事業者に対して書面を交付することとなります。

問 2-18 書面交付義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、貨物自動車運送事業者についてはトラック法第 33 条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。また、荷主についてもトラック・物流Gメンによる是正指導の対象となる可能性があります。

問 2-19 改正トラック法第 12 条の書面の相互交付について、例えば、荷主が運賃・料金を空欄にした申込書を貨物自動車運送事業者に交付し、貨物自動車運送事業者は受け取った書面に運賃・料金を追記して荷主に交付し運送契約が成立した場合、この書面のやり取りで相互交付したとみなされるのでしょうか。

答 お尋ねのような書面のやり取りをもって相互交付したものと取り扱っていただいて差し支えありません。また、委託先の貨物自動車運送事業者の「名称及び住所」についても同様に、真荷主が交付する申込書において記載が無くとも、委託先の貨物自動車運送事業者が受け取った書面に自社の「名称及び住所」を追記して荷主に交付すれば、相互交付したものと取り扱っていただいて問題ありません。この取扱いをした場合、真荷主は、委託先から交付のあった書面又はその写しを交付のあった日から1年間保存する必要があります。

なお、改正トラック法第 24 条第 2 項に基づく書面交付については、上記のような取扱いは認められず、委託者から委託先に対して法定事項が網羅された書面を交付する必要があります。

問 2-20 電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必要事項を記載する形でも問題ありませんか。

答 契約の相手方から承諾を得ている場合、書面（紙媒体）の交付に代えて、電子

メール等の電磁的方法により法定事項の提供を行うことが可能であり、例えば、以下のような方法が挙げられます。

- ①電子メールやファックス（※）等による送受信
- ②ウェブサイト上に表示された記載事項を契約の相手方がダウンロードする方法
- ③契約の相手方がログインして閲覧するインターネットページにアップロードする方法
- ④CD-R等に記録して契約の相手方に交付する方法

なお、電子メールについては、PDF等を添付して送信する方法だけでなく、メール本文に法定事項を記載して送信する方法も可能であり、その際の記載例については次頁をご参照ください。

（※）電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス（複合機など）へ送信する方法は「電磁的方法による提供」に該当し、事前に相手方の承諾が必要となるが、受信と同時に書面により出力されるファックスへ送信する方法については「書面の交付」に該当し、事前の承諾等は不要である。

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信

差出人：▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57
 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp
 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱

□□運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車1両、貸切距離制
 品名：冷凍食品1トン（10パレット）
 積込：4/5 12時（○○食品 A工場）
 取卸：4/5 15時（△△商店）
 積込作業の委託：有、30分程度
 取卸作業の委託：有、30分程度
 附帯業務の内容：
 15時30分～16時30分、倉庫内における
 検品・棚入れ作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000 円
 有料道路利用料（税込）4,000 円
 燃料サーチャージ 2,000 円、
 積込料及び取卸料 5,000 円
 附帯業務料：3,000 円
 消費税 6,000 円 合計：70,000 円

支払方法：R7.4.4 銀行振込

.....
 ○○食品㈱ ○○課 国土 花子
 〒▲▲▲-▲▲▲▲
 栃木県○○市○○1-1-1
 TEL:028-111-▲▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲▲
 E-MAIL: ▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp

（※）トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

トラック事業者→真荷主 メール返信

差出人：xxxxxx@xxx.co.jp
 送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25
 宛先：▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱

○○食品㈱ 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解しました。（※）

.....
 □□運輸㈱ □□課 運輸 一郎
 〒xxx-xxxx
 栃木県□□市□□2-2-2
 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx

-----Original Message-----
 差出人：▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57
 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp
 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱

□□運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車1両、貸切距離制
 品名：冷凍食品1トン（10パレット）
 積込：4/5 12時（○○食品 A工場）
 取卸：4/5 15時（△△商店）
 積込作業の委託：有、30分程度
 取卸作業の委託：有、30分程度
 附帯業務の内容：
 15時30分～16時30分、倉庫内における
 検品・棚入れ作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000 円
 有料道路利用料（税込）4,000 円
 燃料サーチャージ 2,000 円、
 積込料及び取卸料 5,000 円
 附帯業務料：3,000 円
 消費税 6,000 円 合計：70,000 円

支払方法：R7.4.4 銀行振込

.....
 ○○食品㈱ ○○課 国土 花子
 〒▲▲▲-▲▲▲▲
 栃木県○○市○○1-1-1
 TEL:028-111-▲▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲▲
 E-MAIL: ▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp

問 2-21 契約期間中や契約更新時に運送契約の契約内容の変更があった場合、改めて書面の交付を行う必要がありますか。また、契約内容を変更せずに更新のみ行う場合はどうですか。

答 <施行日以降に締結した契約について>

法定事項を変更しようとする場合は、変更のあった事項について、書面の交付を行う必要があります。ただし、組織運営に変更のない商号又は名称等の変更など形式的な変更をしようとする場合や、法定事項以外の事項を変更しようとする場合は、改めて書面の交付を行う必要はありません。

また、契約の同一性を保ったままで契約期間のみを延長する場合についても、改めて書面の交付を行う必要はありません。

<施行日より前に締結した契約について>

施行日以降に契約内容を変更しようとする場合は、以下の取扱いとなります。

①契約締結時に法定事項を満たす書面をすでに交付している場合

⇒<施行日以降に締結した契約について>と同様の取扱いとなります。

②契約締結時に法定事項を満たさない書面を交付している場合

⇒変更の内容にかかわらず、法定事項を満たす書面を改めて交付する必要があります。

③契約締結時に書面交付を行っていない場合

⇒変更の内容にかかわらず、法定事項を満たす書面を交付する必要があります。

問 2-22 施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更したり、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。

答 施行日より前に締結した契約については、改正内容に合わせるためだけに変更や書面交付を行っていただく必要はありませんが、施行日以後に契約内容に何らかの変更が生じる場合については、問 2-21<施行日より前に締結した契約について>のとおり取り扱う必要があります。

なお、取引環境の改善に向けて、今般の改正を機に契約内容の見直しを行っていただくことを推奨しております。

問 2-23 施行日より前に締結した基本契約に基づき、施行日以降に個別契約を締結する場合、当該個別契約に書面交付義務はかかりますか。

答 当該個別契約を締結するに当たっては、書面交付義務がかかり、その書面は法定事項を満たす必要があります。例えば施行日より前に締結した基本契約において運賃・料金の別建てを行っていない場合、施行日以降に個別契約を締結するに当たって、当該個別契約に係る書面において運賃・料金の別建てを行っていただくか、又は基本契約を変更して運賃・料金の別建てを行っていただく必要があります。

ます。

なお、施行日より前に締結した基本契約についてすでに書面を交付している場合、当該書面の記載事項と施行日以降に交付する個別契約に係る書面の記載事項を組み合わせる形で法定事項を満たすこととする取扱いについては問題ありません。

問 2-24 印紙税の取扱いはどのようになりますか。

答 後日、本Q & Aに掲載する予定ですので、今しばらくお待ちください。

【3. 健全化措置関係】

＜努力義務について＞

問 3-1 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するとき（※）に、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（健全化措置）を講ずるよう努めることとされています。

（※）具体的には以下の3通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にある場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

問 3-2 健全化措置の努力義務については、具体的にどのような措置を講じればよいでしょうか。

答 改正トラック法第24条第1項において以下の措置が規定されています。それぞれの措置のイメージについては、[図2](#)をご参照ください。

- ① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。
- ② 自らが引き受ける貨物の運送について荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合にあっては、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。
- ③ 委託先の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。

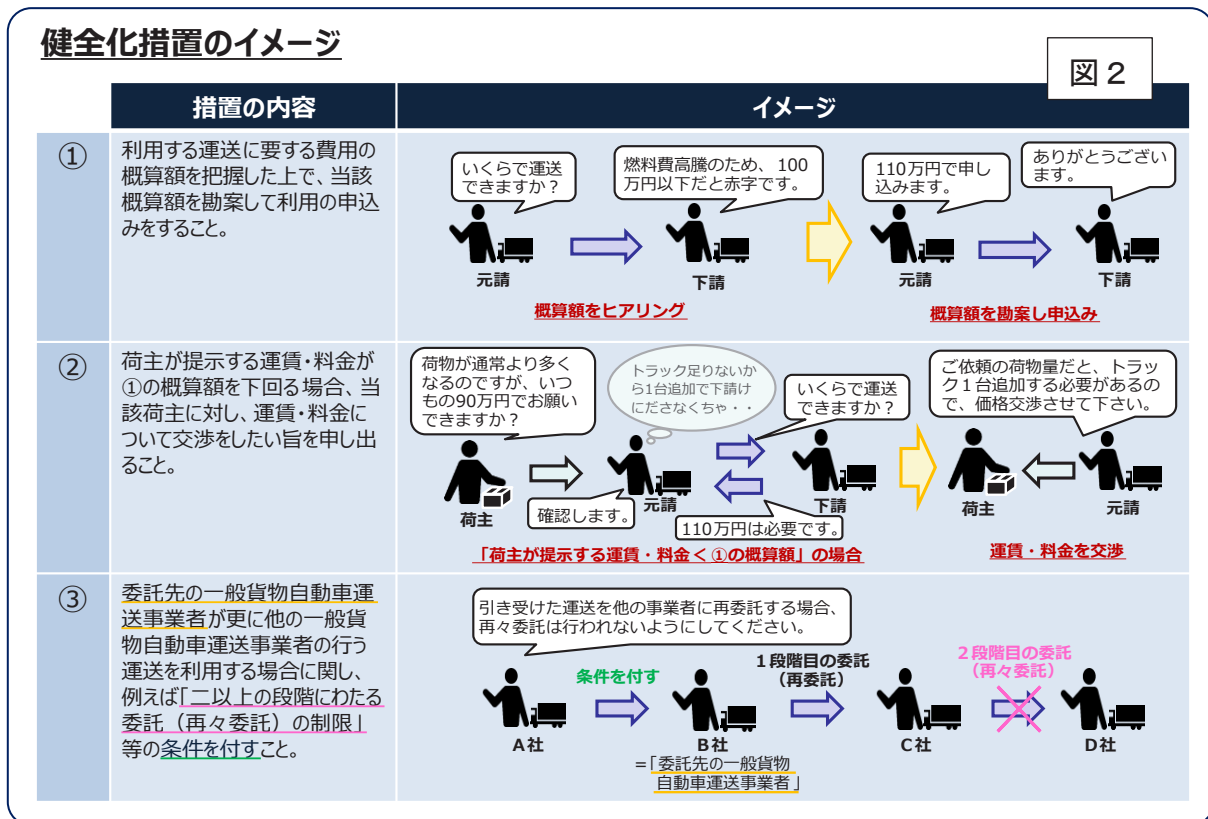
問 3-3 「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」は必ず実施しなければいけないのでしょうか。

答 「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」については努力義務の一例としてお示ししているものであるため、当該措置に代えて、委託先の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関してその他の条件（問3-4参照）を付すことによって対応していただくことでも問題ありません。

問 3-4 問 3-3 の「その他の条件」とは、例えばどのような条件が考えられますか。

答 改正トラック法第24条第1項の努力義務の名宛て人（＝条件を付す者）をA、Aの委託先の一般貨物自動車運送事業者をB、Bの委託先の一般貨物自動車運送事業者をCとした場合、例えば、「BがAから引き受けた貨物の運送についてCの行う運送を利用するときは、Cの運送に要する費用をBが聞き取る場を設けた上

で申込みをすること」等が想定されます。



問 3-5 健全化措置の努力義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。

答 健全化措置の努力義務については、元請事業者等の主体的な取組を促すためのものであるため、罰則や行政処分は設けておりません。他方で、運賃・料金を不当に据え置くなど、違反原因行為をしている疑いがあると認められる事業者については、トラック・物流Gメンによる是正指導の対象となります。

<運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について>

問 3-6 運送利用管理規程・運送利用管理者の概要について教えてください。

答 健全化措置の実効性を高めるため、一定規模以上の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者については、

- ・健全化措置の実施に関する「運送利用管理規程」を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ・健全化措置の実施・管理の体制を確保するための「運送利用管理者」を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

が課されます。

問3-7 具体的にどのような事業者が義務付けの対象になりますか。

答 「前年度に行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量（以下「利用運送量」という。）が100万トン以上」である一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務の対象となります。貨物利用運送事業者は義務付けの対象にはなりません。

問3-7-2 「100万トン」については、何をもちて判断すればよいでしょうか。

答 毎年国土交通省にご提出いただいている貨物自動車運送事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄に記入された数値にてご判断ください。

問3-7-3 義務付けの対象となった場合、国から指定や通知等はあるのでしょうか。

答 国からの指定や通知等はありませんので、各事業者において前年度の利用運送量の確認を確実に行っていただき、100万トン以上である場合には、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任及び国土交通大臣への届出を行う必要があります。

問3-7-4 過去に一度でも「100万トン」以上となったことがあれば、義務付けの対象となるのでしょうか。

答 令和6年度以降に利用運送量が100万トン以上となった場合に義務付けの対象となります。令和5年度以前の利用運送量は問いません。

なお、一度運送利用管理規程・運送利用管理者の届出を行っていただければ、翌年度以降改めて届出を行っていただく必要はありません（※変更がある場合には変更の届出が必要）。例えば、届出を行った後に一度100万トンを下回り、その後再び100万トン以上となった場合、過去に一度届出を行っていれば、再度の届出は不要です。

問3-8 運送利用管理規程にはどのような事項を記載すればよいですか。また、ひな形等がありますか。

答 運送利用管理規程に定める事項として、改正トラック法第24条の2第2項において以下の事項が規定されています。

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ②健全化措置の内容に関する事項
- ③健全化措置の管理体制に関する事項
- ④運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理規程のひな形については、後日、本Q&Aに掲載する予定です。

問 3-9 運送利用管理者にはどのような者を選任すればよいですか。また、複数人選任することは可能ですか。

答 改正トラック法第24条の3第1項において、運送利用管理者は「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」のうちから1人選任することとされています。

問 3-10 運送利用管理者はどのような職務を行うのでしょうか。

答 改正トラック法第24条の3第2項において以下の職務が規定されています。

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ②健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

問 3-11 運送利用管理規程・運送利用管理者の届出の手続について教えてください。

答 後日、本Q&Aに掲載する予定ですので、今しばらくお待ちください。

問 3-12 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。

答 行政処分の対象となる可能性があります。また、「運送利用管理規程の届出をしないで、又は届け出た運送利用管理規程によらないで、事業を行ったとき」又は「運送利用管理者の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」は、百万円以下の罰金が科されることとなります。

【4. 実運送体制管理簿関係】

問 4-1 実運送体制管理簿の概要について教えてください。

答 真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、貨物の運送ごとに、以下の事項を記載した実運送体制管理簿を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から1年間、これを営業所に据え置かなければなりません。

なお、「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」は、実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成する必要はありません。（詳細は問 4-10～問 4-10-3 をご参照ください。）

【実運送体制管理簿の記載事項】

- ①実運送事業者の商号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③実運送事業者の請負階層

問 4-2 実運送体制管理簿は誰が作成するのでしょうか。

答 真荷主から貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者（※）（＝元請事業者）が作成することとなります。図 3 もご参照ください。

（※）貨物軽自動車運送事業者は除く。

実運送体制管理簿の義務付けについて

図 3

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



問 4-3 貨物利用運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 貨物利用運送事業者に作成義務はありませんが、下請構造の中にいる場合には、必要事項を委託先へ通知する義務がかかります。（詳細は問 4-6 をご参照ください。）

問 4-4 真荷主から引き受けた貨物をすべて自社で実運送した場合、実運送体制管理簿の作成は必要ですか。

答 不要です。ただし、真荷主から引き受けた貨物の運送について、一部でも他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用した場合は、作成の対象になります。

問 4-5 元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に作成義務はありませんが、必要事項を委託先又は元請事業者へ通知する義務がかかります。（詳細は問 4-6 をご参照ください。）

問 4-6 元請事業者はどのようにして実運送事業者やその請負階層を把握することができるのでしょうか。

答 真荷主から引き受けた貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象であるとき（＝真荷主から 1.5 トン以上の貨物の運送を引き受け、かつその運送の全部又は一部について利用運送を行うとき）、元請事業者は

- (i) 元請事業者の連絡先
- (ii) 真荷主の商号又は名称
- (iii) 委託先の運送事業者の請負階層

を委託先の運送事業者に対して通知します。なおその際に、当該貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

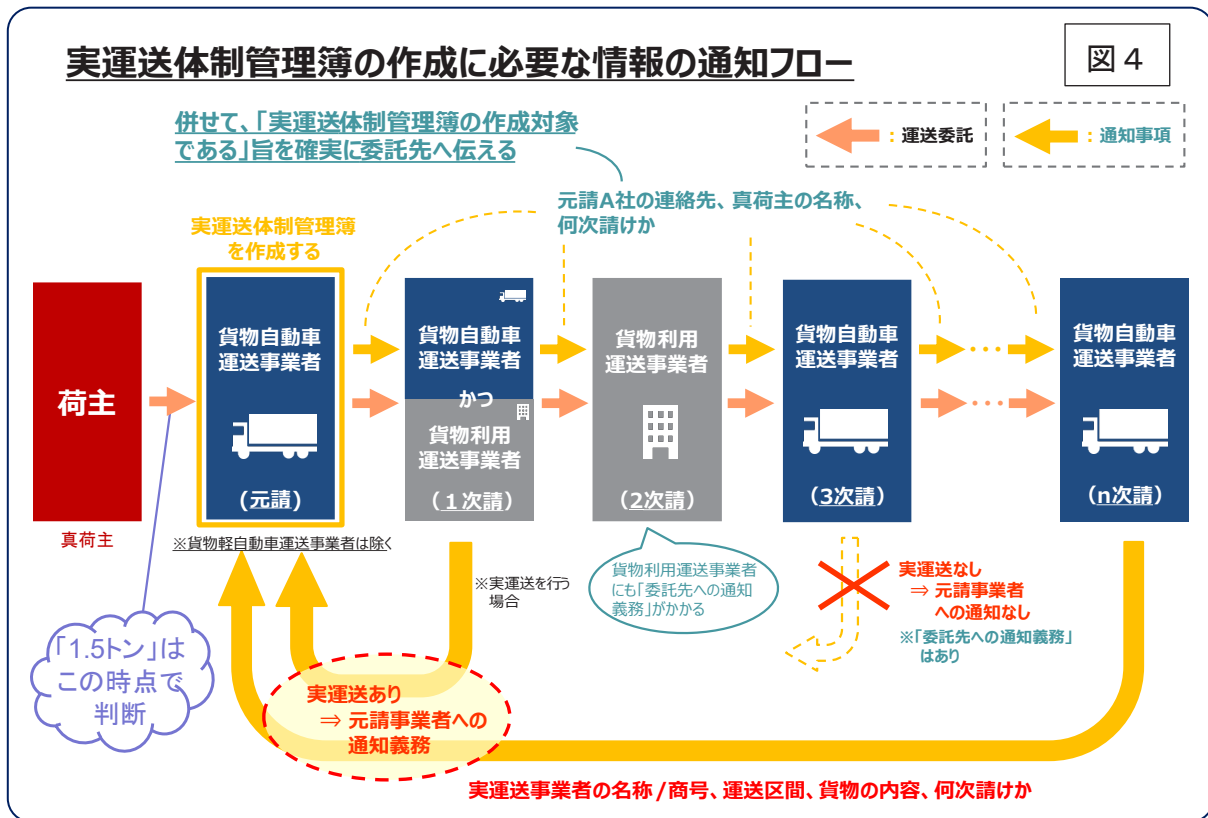
当該通知を受けた運送事業者は、実運送を行ったときは

- ①実運送事業者の商号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③実運送事業者の請負階層

を元請事業者に対して通知し、そこからさらに利用運送を行うときは (i) ～ (iii) の事項を委託先の運送事業者に対して通知します。なおその際に、当該貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。以降はこの通知フローの繰り返しとなります。

元請事業者は、実運送事業者から通知を受けた①～③の事項を実運送体制管理簿に記録することとなります。

通知フローのイメージについては、図 4をご参照ください。



問 4-7 「1.5 トン」はどの段階で判断するのでしょうか。

答 真荷主から運送依頼があった時点で判断します。1.5 トン以上の貨物の運送依頼であれば作成対象となり、1.5 トン未満であれば対象になりません。実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ありません。なお、実重量が把握できない場合は、容積換算重量にて判断いただくことも差し支えありません。

問 4-7-2 真荷主から一度の運送依頼で引き受けた貨物の重量は「1.5 トン」以上ありましたが、配達先（荷受人）が複数あり、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 配達先（荷受人）が複数あったとしても、当該運送が一の運送契約に基づき行われる場合には、一度の運送依頼で引き受ける貨物の重量で判断することとなり、お尋ねのケースについては作成義務の対象となります。

他方で、配達先（荷受人）ごとにそれぞれ別々の運送契約に基づいて運送が行われる場合には、各運送契約ごとの貨物の重量で判断することとなり、お尋ねのケースについては作成義務の対象とはなりません。

問 4-7-3 真荷主との間で基本契約を締結しており、当該基本契約に基づき引き受けた貨物の合計重量は「1.5 トン」以上ありましたが、運送依頼自体は複数回に分かれており、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 一の運送契約に基づき複数回の運送依頼が行われる場合、それぞれの運送依頼毎の貨物の重量で判断することとなるため、お尋ねのケースについては作成義務の対象とはなりません。

問 4-8 請負階層はどのようにカウントするのでしょうか。

答 真荷主と元請事業者の間で締結された運送契約の後に締結された運送契約の数でカウントします。つまり、元請事業者の委託先が「1次請け」、「1次請け」の委託先が「2次請け」となり、以降運送契約が締結されるたびに回数が増えていきます。なお、下請構造の中にいる第1種貨物利用運送事業者も運送契約の主体となるため、請負階層にカウントされます。(図4)をご参照ください。

問 4-8-2 マatchingサイトは請負階層にカウントされますか。

答 下請構造の中にいるマatchingサービス事業者が第1種貨物利用運送事業者である場合、当該マatchingサービス事業者は運送契約の主体となるため請負階層にカウントされます。他方で、マatchingサービス事業者が第1種貨物利用運送事業者でない場合、当該マatchingサービス事業者は運送契約の主体とならないため請負階層にはカウントされません。

問 4-9 「運送区間」や「貨物の内容」はどこまで詳細に書く必要がありますか。

答 どの運送について記録されたものであるかが、真荷主及び元請事業者ともに分かる状態であれば、特に記載の粒度は問いません。運送区間を「東京～大阪」のように都道府県単位で記載することや、貨物の内容を「雑貨」や「食料品」のような粒度で記載することも可能です。

問 4-10 問 4-1 について「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。

答 系列化等により下請構造が固定化されている場合など、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、当該貨物の運送について、実運送を行う貨物自動車運送事業者やそこに至るまでの委託関係（下請構造）が明らかになっている場合を指します。このような場合、真荷主及び元請事業者はともに実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態となるため、一度実運送体制管理簿を作成すれば、それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、当該実運送体制管理簿に記録する必要はありません。ただし、委託関係（下請構造）や実運送事業者が異なる運送を行った場合には、当該運送について実運送体制管理簿

に記録しなければなりません。

問 4-10-2 問 4-10 に該当する場合、実運送体制管理簿はどのように作成すればよいでしょうか。それ以降に行う運送について「貨物の内容」や「運送区間」などが異なる場合でも、記録は不要という理解でよいでしょうか。

答 真荷主から貨物の運送を引き受けてから初めて行う運送について実運送体制管理簿を作成してください。それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、「貨物の内容」や「運送区間」等が異なっても、委託関係（下請構造）や実運送事業者が変わりがない場合は、実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

なお、最初に記録した運送から1年（※法定の保存期間）を経過した場合は、そこから初めて行う運送について改めて実運送体制管理簿に記録する必要があります。

問 4-10-3 問 4-10 について、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定している場合も対象になりますか。

答 利用運送先の貨物自動車運送事業者が一者でない場合であっても、貨物の種類や運送区間等に応じて利用運送先を使い分けているなど、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、実運送事業者及びその請負階層が実質的に特定できるような場合には、貨物の運送ごとの記録は要しません。他方で、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定していたとしても、荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、実運送を行う貨物自動車運送事業者及びその請負階層が特定されないような場合には、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿に記録する必要があります。

問 4-11 貨物自動車運送事業者であり、かつ、貨物利用運送事業者でもある者が、荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合、作成義務の対象となるのか。

答 前提として、契約を結ぶ時点で、自身がどういった者（貨物自動車運送事業者なのか貨物利用運送事業者なのか）として運送を引き受けるかを明確にしていたことが基本であると考えており、貨物自動車運送事業者として引き受けた場合は作成義務の対象になり、貨物利用運送事業者として引き受けた場合は作成義務の対象にはなりません。

他方で、そういった対応が難しい場合には、荷主より引き受けた貨物の運送について、

- ・すべて利用運送することがあらかじめ決まっている場合は「貨物利用運送事業者」
- ・少しでも自社で運送する可能性がある場合は「貨物自動車運送事業者」

として取り扱っていただくことは否定されないものと考えられます。

いずれの場合においても、利用運送を行う際に、例えば「弊社は真荷主に該当するため、御社は元請事業者となります」と伝えるなど、委託先が自身に実運送体制管理簿の作成義務があるのか否かを明確に把握できるようにしてください。

問 4-12 実運送体制管理簿の作成義務に例外はありますか。

答 「災害その他緊急やむを得ない場合」には実運送体制管理簿の作成義務の対象外となりますが、それ以外の場合で、真荷主から1.5トン以上の貨物の運送を引き受け、かつその運送の全部又は一部について利用運送を行うときは、基本的に実運送体制管理簿を作成する必要があります。なお、書面交付義務と同様に、単なるスポット輸送については「災害その他緊急やむを得ない場合」には該当しません。

問 4-13 実運送体制管理簿はいつから作成する必要がありますか。

答 施行日以降に元請事業者が委託先に運送依頼を行ったものから作成する必要があります。例えば、基本契約が施行日より前に締結されている場合であっても、運送依頼自体が施行日以降に行われた運送については、実運送体制管理簿の作成対象となります。

問 4-14 実運送体制管理簿はいつまでに作成すればよいでしょうか。

答 作成期限について具体的な定めはありませんが、運送完了後遅滞なく作成することが望ましいです。なお、例えば一月分をまとめて当該月の末日や翌月初めに作成するという対応をとることについては特に問題ないものと考えられます。

問 4-15 実運送体制管理簿に決まった様式はありますか。既存の配車表を活用することは可能ですか。

答 実運送体制管理簿に決まった様式はありませんので、各事業者において作成しやすい形で作成いただいても問題ありません。必要事項が記載されていれば、既存の配車表等も活用いただけます。

また、一例として実運送体制管理簿の作成イメージ（[図5](#)）を掲載しますので、参考にしてください。

問 4-16 実運送体制管理簿は紙で作成・保存しなければいけませんか。

答 実運送体制管理簿については電磁的記録による作成・保存も可能としているところであり、検索や管理の容易性からも電磁的記録により作成・保存を行うことは有効です。

実運送体制管理簿のイメージ

図5

・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社(食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社)
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、下図の下請構造により運送した場合

赤枠: 必須の記載事項

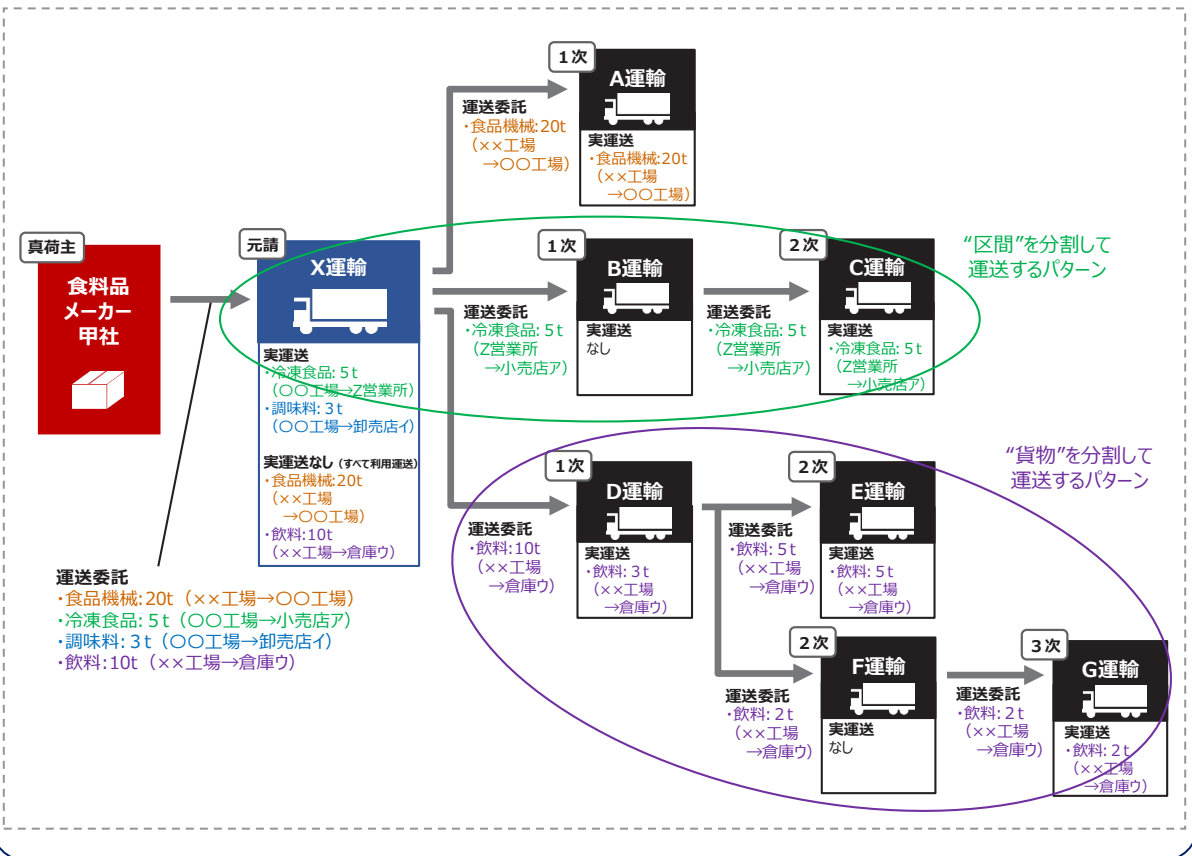
実運送体制管理簿(機械メーカー丙社) ※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは「一部を自身が実運送し、残りを利用運送した場合」のみ

実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社) ※元請事業者は実運送をしていない(すべて利用運送した)ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない

実運送体制管理簿(食料品メーカー甲社)

積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した(利用運送を行っていない)ため、管理簿への記録は不要



問 4-17 作成した実運送体制管理簿は国に提出する必要はありますか。

答 国に対して定期的な提出等は必要ありませんが、監査やトラック・物流Gメンによる調査等において求めがあった場合は、提出する必要があります。また、真荷主は元請事業者に対して実運送体制管理簿の閲覧・謄写の請求をすることができます。

問 4-18 実運送体制管理簿の作成・保存義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、トラック法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

問 4-19 実運送体制管理簿に係る通知義務違反に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、トラック法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

問 4-20 実運送事業者より通知が来なかったことで実運送体制管理簿が作成できなかった場合、元請事業者は行政処分等の対象になりますか。

答 通知の不備により実運送体制管理簿が作成できなかった場合、一義的には通知の不備の原因を発生させた者（＝通知を滞らせた者）にその責任があると考えられるため、当該者に対して行政処分が行われる可能性があります。

他方で、実運送事業者から通知が来なかった場合でも、元請事業者は、実運送事業者及びその請負階層の把握に取り組んでください。

問 4-21 下請構造の中にいる場合において、委託者から通知が来なかったために伝達事項を把握できず、元請事業者等に伝達事項を通知できなかった場合、行政処分等の対象になりますか。

答 上流の事業者が通知義務を怠る等して通知を受けられなかった場合など下請構造の中にいる事業者が伝達事項を知ることができない場合は、当該事業者に通知義務は課されません（改正トラック法第24条の5第4項ただし書）。この場合、通知義務を怠った上流の事業者に対して行政処分が行われる可能性があります。

【5. その他】

問 5-1 改正法により特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等の手続が変更されると聞きました。詳細について教えてください。

答 従前、特定貨物自動車運送事業について、事業の譲渡、合併・分割又は相続（以下「事業譲渡等」という。）が発生した場合、当該事業の権利義務は自動的に承継されることとなっており、権利義務を承継した者は事後の届出義務のみ課されることとされてきました。

今般、特定貨物自動車運送事業についても、一般貨物自動車運送事業者と同様に事業譲渡等の際に権利義務を承継する者の適格性を審査するために、届出制を認可制とする改正を行いました。これに伴い、特定貨物自動車運送事業について、施行日以降に承継事由が生じる場合は、一般貨物自動車運送事業者と同様に、その事業譲渡等について認可を申請する必要が生じ、認可を受けなければその効力が生じないこととなります。

改正貨物自動車運送事業法の概要

1. 運送契約締結時等の書面交付義務関係

<第12条関係>

- 真荷主（※1）と貨物自動車運送事業者（※2）が運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及び対価（運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を相互に交付しなければならないこととする（※3）。

<第24条第2項及び第3項関係>

- 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するとき（※4）は、運送の役務の内容及び対価（その利用する運送に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を当該他の貨物自動車運送事業者等に対して交付しなければならないこととする（※3）。

- ※1 真荷主とは「自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のもの」をいう。以下同じ。
- ※2 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者が該当する。
- ※3 書面交付の相手方から承諾を得た場合は、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- ※4 具体的には以下の4通りの場合に適用される。
 - ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ④ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

2. 健全化措置関係

<第24条第1項関係>

- 貨物自動車運送事業者等は、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するとき（※5）は、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（以下「健全化措置」という。）を講ずるよう努めなければならないこととする。

<第24条の2～第24条の4関係>

- 一定の規模以上の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者（※6）は、運送利用管理規程（健全化措置の実施に関する規程）を定めるとともに、運送利用管理者（健全化措置の実施及びその管理の体制を確保するために選任される者）を選任し、国土交通大臣に届け出なければならないこととする。

- ※5 具体的には以下の3通りの場面に適用される。
 - ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ※6 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が該当する。また、一定の規模以上の貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者を「特別一般貨物自動車運送事業者」、特定貨物自動車運送事業者を「特別特定貨物自動車運送事業者」という。

3. 実運送体制管理簿の作成・保存義務関係

<第24条の5関係>

- 貨物自動車運送事業者（※7）は、真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、実運送事業者の商号又は名称等を記載した実運送体制管理簿を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から一年間、これを営業所に据え置かなければならないこととする。

- ※7 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が該当する。

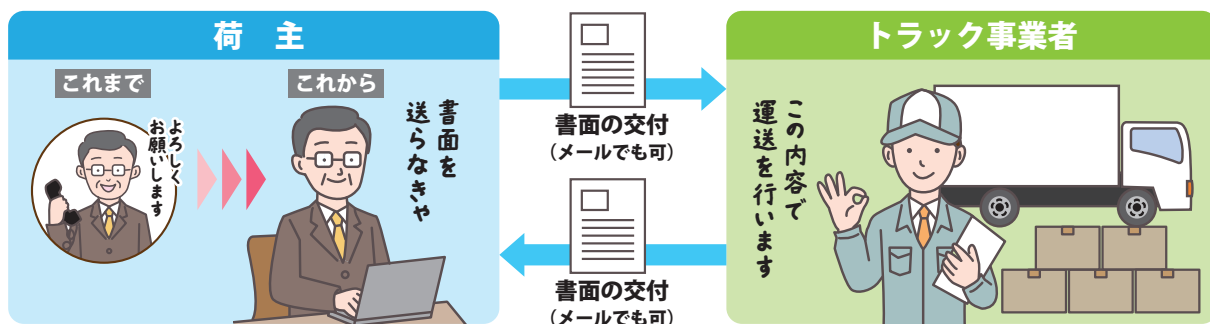


運送契約を書面化しよう

運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附带業務等も含む)の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。



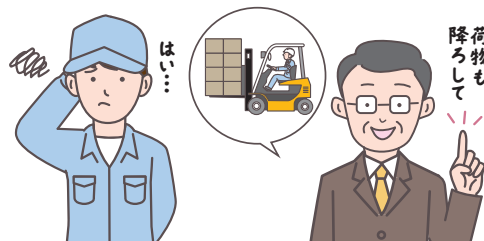
※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方**に義務付けられます。
 ※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット

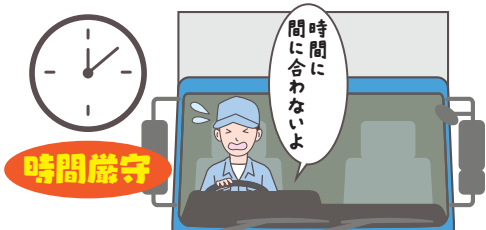
適正な運賃・料金の收受



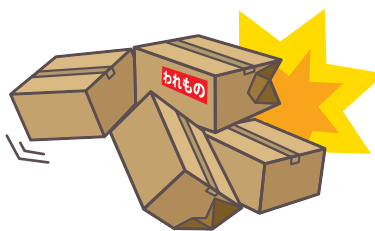
現場でのトラブルの回避 (契約にない附带業務の防止等)



過労運転等のコンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。
 ※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）

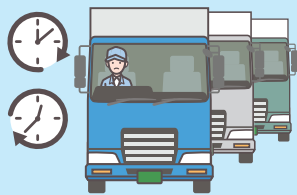


- ※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。
- ※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。
- ※下請構造の中にある貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

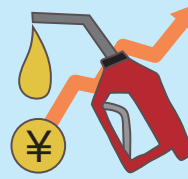
個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料 (30分～)



積込料・取卸料



燃料サーチャージ



有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
<p>差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/>口運輸 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貨物距離制 積込：4/5 12時 (○食品 A工場) 取卸：4/5 15時 (△商店) 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp</p>	<p>差出人：xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>○○食品㈱ 国土さま</p> <p>メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)</p> <p><input type="checkbox"/>口運輸 <input type="checkbox"/>口課 運輸 一部 〒xxxx-xxxx 栃木県○○市○○2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx</p> <p>-----Original Message----- 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/>口運輸 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貨物距離制 品名：冷凍食品1トン (10パレット) 積込：4/5 12時 (○食品 A工場) 取卸：4/5 15時 (△商店) 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp</p>
<p>(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを送信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。</p>	



委託先への発注を適正化しよう

委託先への発注適正化(健全化措置) 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務化



運送利用管理規程を作成しよう
運送利用管理者を選任しよう



利用運送を行うときに委託先への発注適正化(健全化措置)について**努力義務**が課されるとともに、一定規模以上の事業者については、健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられます。

健全化措置のイメージ例

1 確認してみます
いつもより荷物が多いため、同じ運賃でお願いできますか?
うん、困ったな

2 その分追加で運賃をもらえますか?
いつもより荷物が多いため、いくら追加で運送できますか?
トラックが足りないから追加してお願いしないと

3 お願いします
荷主に確認してみます
わかりました

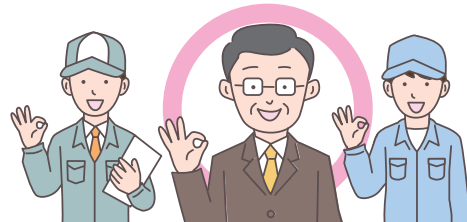
4 OK
追加で運賃が必要ですが大丈夫ですか?
追加で運賃を支払うので運送をお願いします
荷物が多い分

健全化措置によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまって、多重下請構造の是正にむけた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。
※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

健全化措置の努力義務について

● 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

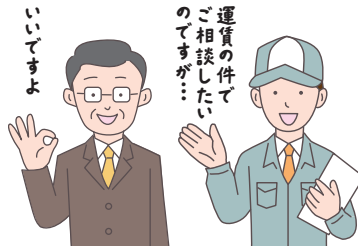
1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



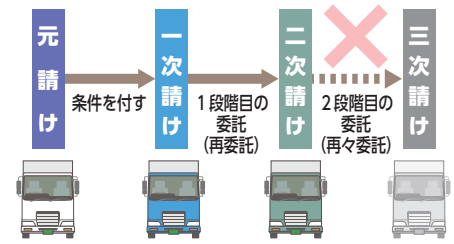
2

「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務について

● 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上*）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

- ① 運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ② 運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

*毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断します。

運送利用管理規程の 必要項目

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ② 健全化措置の内容に関する事項
- ③ 健全化措置の管理体制に関する事項
- ④ 運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理者の職務

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ② 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③ 実運送体制管理簿を作成する場合には、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

* 運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任します。

届出期限

利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで*に届出をする必要があります。

***令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。**

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。





実運送体制管理簿の作成・ 情報通知の義務化



多重下請構造の可視化を図るため、**元請事業者に対し**、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**られます。

実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

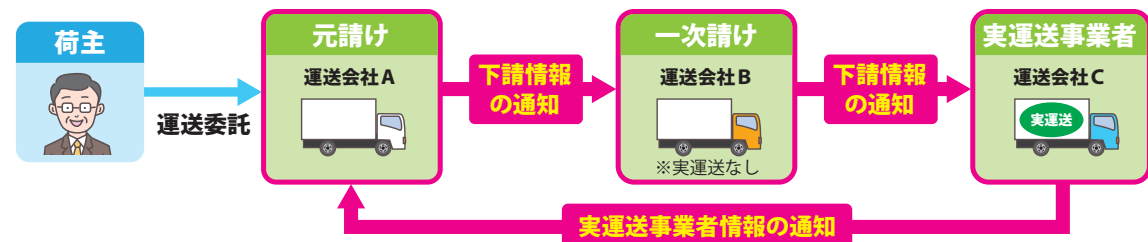
- 元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- 引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- 利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- 実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

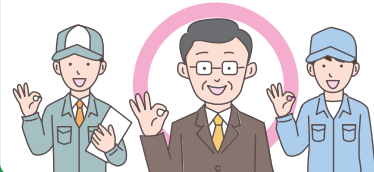
元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



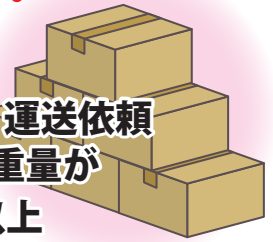
※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。
※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

実運送体制管理簿の作成義務について

● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- 対象となる貨物の重量は、**1.5トン以上**です。
- 実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

1 荷主の1 運送依頼あたりの重量が **1.5トン以上**



● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ① 実運送の **商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の **内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の **請負階層** (一次請け、二次請け等)

実運送体制管理簿のイメージ

赤枠: 必須の記載事項

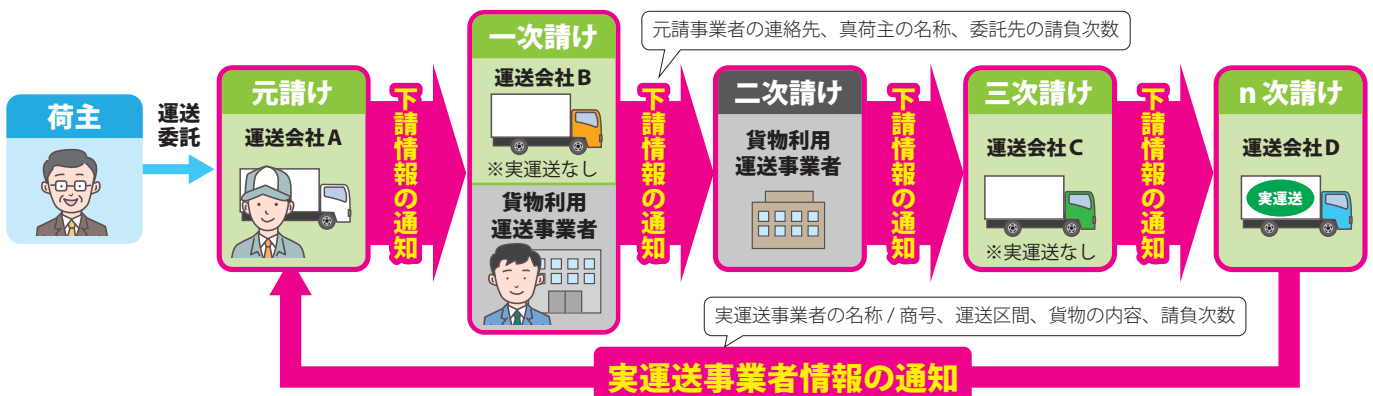
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	O運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、**当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。**

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。



令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります

荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積込み

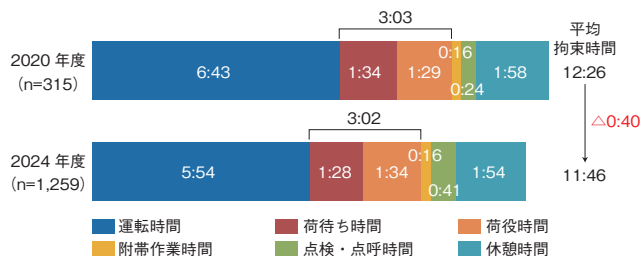
取卸し

荷造り・仕分・
棚入れ等

荷待ち



◎トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出典：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」とされていたものを、「全車両」へと拡大しました。

《改正の目的》

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録することで、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に収受する根拠とすることができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課すこととなります。荷待・荷役時間を把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者の確認を取ることと想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様（裏面：記載例）に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

業務記録付票 [記載例]

※全車両対象

〔発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合〕

パターン例 (サンプルA)

8:45	集貨地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機: 20分)	→20分
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
10:30 ~ 11:30	積み込み	→60分
11:30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

〔着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外〕

パターン例 (サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し (荷主都合の待機: 20分)	→20分
17:20 ~ 17:50	附帯業務 (棚入れ)	→30分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入員本

荷主名：株式会社○○ 車両番号：○○○○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
○/△	○○○○	○○物流センター	8:45	9:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	取卸しの 積込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容 (発・着) 荷主側担当者確認欄			荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み (手荷役・機械荷役) 2. 取卸し (手荷役・機械荷役) 3. 搬送 4. 仕分 5. 検印・検量 6. 積持ち 7. 離持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. ほかの作業 11. その他()	△△ △△		契約書に荷役作業等の内容の 全てが明記されている場合 合計時間が1時間以上となる場合 は業務記録への記載が必要です	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合には、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等については記載は不要です。

※〔発・着〕荷主側担当者確認欄〕には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入員本

荷主名：株式会社●● 車両番号：●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●●●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容 (発・着) 荷主側担当者確認欄			荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み (手荷役・機械荷役) 2. 取卸し (手荷役・機械荷役) 3. 搬送 4. 仕分 5. 検印・検量 6. 積持ち 7. 離持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. ほかの作業 11. その他()			荷主側の確認が 得られなかった場合は、該当する 欄に「✓」を記載して ください	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合には、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等については記載は不要です。

※〔発・着〕荷主側担当者確認欄〕には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

令和7年4月1日施行

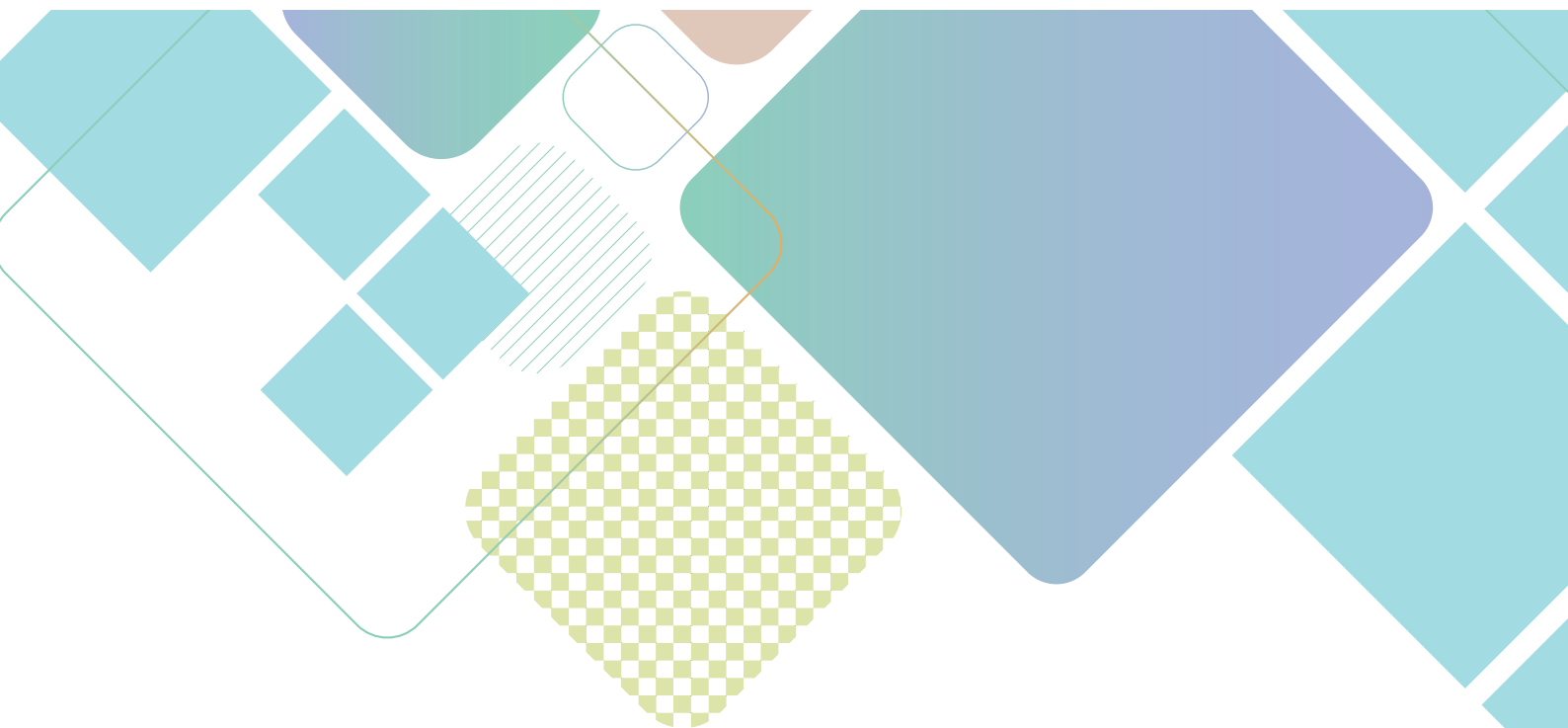
改正貨物自動車運送事業法の解説

～トラック事業者の取引に対する規制的措置について～

公益社団法人 全日本トラック協会

監 修：国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

作業協力：流通経済大学 物流科学研究所



〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009(代)
ホームページ <https://jta.or.jp/>